

【資料】《関係条約・文書等》

1 ニコライ一世のプチャーチン提督宛訓令（抜粋）

1853年2月24日皇帝署名
1853年2月27日第730号

国境問題に直ちに取り掛かるとの考えは、根拠のあるものと思われる。なぜなら、このことを通じ、我々はいわば日本人が我々と交渉に入ることを余儀なくさせ得るからである。他の場合であれば、彼らは自らの慣習により直ちにこれを回避し、否定的な回答を出すであろうが、国境を明確にしたいとの我々の要望は、彼らにとり拒絶し難いものである。正にこの問題を用いることで、我々は日本政府から一層の譲歩を引き出すことが出来る。

この国境問題に関する我々の要望は、（我々の利益を損なわない範囲で）可能な限り寛大なものであるべきである。なぜなら、通商上の利益というもう一つの目的の達成こそが、我々にとり真の重要性を持つからである。クリル諸島の内、ロシアに属する最南端はウルップ島であり、同島をロシア領の南方における終点と述べて構わない。これにより（今日既に事実上そうであるように）我が方は同島の南端が日本との国境となり、日本側は択捉島の北端が国境となる。

2 日本国魯西亜国通好条約（抜粋）

1855年2月7日於下田調印
1856年12月7日於同所本書交換

日本国と魯西亜国と今より後懇切にして無事ならん事を欲して条約を定めんか為め、魯西亜ケイツルは全権アヂュダンド、ゼネラル・フィース、アドミラル、エフィミュス・プチャーチンを差越し日本大君は重臣筒井肥前守、川路左衛門尉に任して左の条々を定む

第1条 今より後兩國末永く真実懇にして各其所領に於て互に保護し人命は勿論什物に於ても損害なかるへし

第2条 今より後日本国と魯西亜国との境「エトロプ」島と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロプ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於て界を分たす是迄仕来の通たるへし（以下略）

安政元年12月21日（魯曆1855年第1月26日）

筒井肥前守	花押
川路左衛門尉	花押
エフィミュス・プチャーチン	手記

3 樺太千島交換条約（抜粋）

1875年5月7日「セント・ピータースブルグ」ニ於テ署名
1875年8月22日東京ニ於テ批准書交換

大日本国皇帝陛下ト

全露西亜国皇帝陛下ハ今般樺太島（即薩哈唎島）是迄兩國雜領ノ地タルニ由リテ屢次其ノ間ニ起レル紛議ノ根ヲ断チ現下兩國間ニ存スル交誼ヲ堅牢ナラシメンカ為メ

大日本国皇帝陛下ハ樺太島（即薩哈唎島）上ニ存スル領地ノ権理

全露西亜国皇帝陛下ハ「クリル」群島上ニ存スル領地ノ権理ヲ互ニ相交換スルノ約ヲ結ント欲シ

大日本国皇帝陛下ハ海軍中将兼在露京特命全権公使從四位榎本武揚ニ其全権ヲ任シ

全露西亜国皇帝陛下ハ太政大臣金剛石裝飾露帝照像金剛石裝飾露国「シント、アンドレアス」褒牌「シント、ウラジミル」一等褒牌「アレキサンドル、ネフスキー」褒牌白鷺褒牌「シント、アンナ」一等褒牌及「シント、スタニスラス」一等褒牌仏蘭西国「レジウン、ド、オノール」大十字褒牌西班牙国金膜大十字褒牌澳太利国「シント、エチーネ」大十字褒牌金剛石裝飾露生国黒鷲褒牌及其他諸国ノ諸褒牌ヲ帶ル公爵「アレキサンドル・ゴルチャコフ」ニ其全権ヲ任ゼリ

右各全権ノ者左ノ條款ヲ協議シテ相決定ス

第一款

大日本国皇帝陛下ハ其ノ後胤ニ至ル迄現今樺太島（即薩哈唎島）ノ一部ヲ所領スルノ権理及君主ニ属スルー切ノ権理ヲ全露西亜国皇帝陛下ニ譲リ而今而後樺太全島ハ悉ク露西亜帝国ニ属シ「ラバルーズ」海峡ヲ以テ兩

国ノ境界トス

第二款

全露西亞国皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島（即薩哈噠島）ノ権理ヲ受シ代トシテ其後胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島第二「アライド」島第三「パラムシル」島第四「マカンスル」島第五「ライネコタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「シャスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「プロトン」島第十七「チェルポイ」並ニ「ブラット、チェルポエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及ビ君主ニ属スル一切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラパッカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海挾ヲ以テ兩國ノ境界トス（以下略）

明治8年5月7日即1875年
4月25日 比特堡府ニ於テ
5月7日
榎本武揚 (印)
ゴルチャコフ (印)

4 日本国及ソヴィエト連邦間中立条約（抜粋）

1941年4月13日「モスコウ」ニ於テ署名
1941年4月25日両国批准

大日本帝国及ソヴィエト連邦ハ兩國間ノ平和及友好ノ関係ヲ鞏固ナラシムルノ希望ニ促サレ中立条約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク協定セリ

- 第一条 両締約国ハ兩國間ニ平和及友好ノ関係ヲ維持シ相互ニ他方締約国ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スヘキコトヲ約ス
- 第二条 締約国ノ一方カー又ハ二以上ノ第三国ヨリ軍事行動ノ対象ト為ル場合ニハ他方締約国ハ該紛争ノ全期間中中立ヲ守ルヘシ
- 第三条 本条約ハ両締約国ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ実施セラルヘク且五年ノ期間効力ヲ有スヘシ而シテ締約国ノ何レノ一方モ右期間満了ノ一年前ニ本条約ノ廢棄ヲ通告セサルトキハ本条約ハ次ノ五年間自動的ニ延長セラレタルモノト認メラレルヘシ
- 第四条 本条約ハ成ルヘク速ニ批准セラルヘシ批准書ノ交換ハ東京ニ於テ成ルヘク速ニ行ハルヘシ（以下略）

松岡洋右
建川美次
ヴェー・モロトフ

5 英米共同宣言（大西洋憲章）

1941年8月大西洋上ニ於テ署名
同月14日公表

アメリカ合衆国大統領及聯合王国ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チャーチル」総理大臣ハ、会合ヲ為シタル後兩國カ世界ノ為一層良キ将来ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス兩國国策ノ共通原則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ。

- 一、兩國ハ領土ノ其ノ他ノ増大ヲ求メス。
- 二、兩國ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土ノ変更ノ行ハルルコトヲ欲セス。
- 三、兩國ハ一切ノ国民カ其ノ下ニ生活セントスル政体ヲ選択スルノ權利ヲ尊重ス。兩國ハ主權及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主權及自治カ返還セラルルコトヲ希望ス。
- 四、兩國ハ其ノ現存義務ヲ適法ニ尊重シ大国タルト小国タルト又戰勝国タルト敗戦国タルト問ハス一切ノ国力カ其ノ經濟ノ繁榮ニ必要ナル世界ノ通商及原料ノ均等条件ニ於ケル利用ヲ享有スルコトヲ促進スルニ努ムヘシ。
- 五、兩國ハ改善セラレタル労働基準、經濟ノ向上及社会的安定ヲ一切ノ国ノ為ニ確保スル為、右一切ノ国ノ間ニ經濟ノ分野ニ於テ完全ナル協力ヲ生セシメントコトヲ欲ス。
- 六、「ナチ」ノ暴虐ノ最終的破壊ノ後兩國ハ一切ノ国民ニ対シ其ノ国境内ニ於テ安全ニ居住スルノ手段ヲ供与シ、且ツ一切ノ国ノ一切ノ人類カ恐怖及欠乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全ウスルヲ得ルコトヲ確實ナラシムヘキ平和カ確立セラレルコトヲ希望ス。
- 七、右平和ハ一切ノ人類ヲシテ妨害ヲ受クルコトナク公ノ海洋ヲ航行スルコトヲ得シムヘシ。

八、両国ハ世界ノ一切ノ国民ハ実在論的理由ニ依ルト精神的理由ニ依ルトヲ問ハス強力ノ使用ヲ抛棄スルニ至ルコトヲ要スト信ス。陸、海又ハ空ノ軍備カ自国ノ境外ヘノ侵略ノ脅威ヲ与ヘ又ハ与フルコトアルヘキ国ニ依リ引続キ使用セラルトキハ将来ノ平和ハ維持セラルルコトヲ得サルカ故ニ、両国ハ一層広汎ニシテ永久のナル一般的安全保障制度ノ確立ニ至ル迄ハ斯ル国ノ武装解除ハ不可欠ノモノナリト信ス。両国ハ又平和ヲ愛好スル国民ノ為ニ圧倒的軍備負担ヲ軽減スヘキ他ノ一切ノ実行可能ノ措置ヲ援助シ及助長スヘシ。

フランクリン・デー・ルーズヴェルト

ウインストン・チャーチル

6 ロンドン連合国会議での大西洋憲章参加に関するソ連政府の宣言抜粋

1941年9月24日

ソ連政府は、ルーズヴェルト米国大統領閣下とチャーチル英国首相閣下の宣言の基本的諸原則、今日の国際情勢のなかできわめて大きな意義をもつ諸原則にその賛意を表明するものである。

7 カイロ宣言

1943年11月27日「カイロ」に於て署名

「ルーズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣は各自の軍事顧問及外交顧問と共に北「アフリカ」に於て会議を終了し左の一般的声明を発せられたり

各軍事使節は日本国に対する将来の軍事行動を協定せり三大同盟国は、海路、陸路及空路に依り其の野蛮なる敵国に対し仮借なき弾圧を加ふるの決意を表明せり 右弾圧は既に増大しつつあり 三大同盟国は日本国の侵略を制止し且之を罰する為今次の戦争を為しつつあるものなり 右同盟国は自国の為ニ何等の利得をも欲求するものに非ず

又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず

右同盟国の目的は日本国より1914年の第一次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剥奪すること並に満州、台湾及澎湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り日本国は又暴力及貪欲に依り日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし

前記三大国は朝鮮の人民の奴隷状態に留意し馳て朝鮮を自由且独立のものたらしむるの決意を有す

右の目的を以て右三同盟国は同盟諸国中日本国と交戦中なる諸国と協調し日本国の無条件降伏を齎すに必要なる重大且長期の行動を続行すべし

8 ヤルタ協定

1945年2月11日の「ヤルタ」会議に於て署名

1946年2月11日米国国務省より発表

三大国、すなわちソヴィエト連邦、アメリカ合衆国及びグレート・ブリテンの指導者は、ソヴィエト連邦が、ドイツが降伏し、かつ、欧州における戦争が終了した後2箇月又は3箇月で、次のことを条件として、連合国に味方して日本国に対する戦争に参加すべきことを協定した。

- 1 外蒙古（蒙古人民共和国）の現状が維持されること。
- 2 1904年の日本国の背信的攻撃により侵害されたロシアの旧権利が次のとおり回復されること。
 - (a) 樺太の南部及びこれに隣接するすべての諸島がソヴィエト連邦に返還されること。
 - (b) 大連港が国際化され、同港におけるソヴィエト連邦の優先的利益が擁護され、かつ、ソヴィエト社会主義共和国連邦の海軍基地としての旅順口の租借権が回復されること。
 - (c) 東支鉄道及び大連への出口を提供する南満州鉄道が中ソ合同会社の設立により共同で運営されること。ただし、ソヴィエト連邦の優先的利益が擁護されること及び中国が満州における完全な主権を保持することが了解される。
- 3 千島列島がソヴィエト連邦に引き渡されること。

前記の外蒙古並びに港及び鉄道に関する協定は、蒋介石大元帥の同意を必要とするものとする。大統領は、この同意を得るため、スターリン大元帥の勧告に基づき措置を執るものとする。

三大国の首脳はこれらのソヴィエト連邦の要求が日本国が敗北した後に確実に満たされるべきことを合意した。

ソヴィエト連邦は、中国を日本国の羈絆から解放する目的をもって自国の軍隊により中国を援助するため、ソヴィエト社会主義共和国連邦と中国との間の友好同盟条約を中国政府と締結する用意があることを表明する。

1945年2月11日

J・スターリン
フランクリン・D・ルーズヴェルト
ウィンストン・S・チャーチル

〔備考〕本協定は1946年2月まで秘密にされていた。

9 ポツダム宣言

1945年7月26日「ポツダム」ニ於テ署名

- 一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ
- 二、合衆国、英帝国及中華民国ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国カ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合軍ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ
- 三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアル力ハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廢ニ帰セシメタルカト比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘシ
- 四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国カ引続キ統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国カ履ムヘキカヲ日本国カ決定スヘキ時期ハ到来セリ
- 五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ
吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス
- 六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス
- 七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力カ破碎セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ連合軍ノ指定スヘキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ
- 八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ
- 九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ
- 十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虏ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由竝ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ
- 十一、日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許サルヘシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルヘシ
- 十二、前記諸目的カ達成セラレ且日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ連合軍ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ
- 十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

10 スターリンの「ソ連国民に対する呼びかけ」(放送)

1945年9月2日

(前略) 1904年の日露戦争でのロシア軍隊の敗北は国民の意識に重苦しい思い出をのこした。この敗北はわが国に汚点を印した。わが国民は、日本が粉碎され、汚点が一掃される日がくることを信じ、そして待っていた。40年間、われわれ古い世代のものはこの日を待っていた。そして、ここにその日はおとずれた。きょう、日本は敗北を認め、無条件降伏文書に署名した。

このことは、南樺太と千島列島がソ連邦にうつり、そして今後はこれがソ連邦を大洋から切りはなす手段、わが極東にたいする日本の攻撃基地としてではなくて、わがソ連邦を大洋と直接にむすびつける手段、日本の侵略からわが国を防衛する基地として役だつようになるということの意味している。(後略)

11 南サハリン州の設置に関するソ連邦最高会議幹部会令

1946年2月2日

南サハリン及びクリル諸島の領域に豊原市を中心とする南サハリン州を設置し、これをロシア共和国ハバロフスク地方に編入する。

ソ連邦最高会議幹部会議長

エム・カリーニン

ソ連邦最高会議幹部会書記

ア・ゴルキン

12 日本国との平和条約(抜粋)

1951年(昭和26年)9月8日署名

1952年(昭和27年)4月28日発効

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家間の関係でなければならないことを決意し、よって、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望するので、

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第55条及び第56条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によって作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

よって、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、これに応じて下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第1章 平 和

第1条

(a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第23条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

(b) 連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第2章 領 域

第2条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に

日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす1947年4月2日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第3条

日本国は、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、婦婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。（以下略）

13 サン・フランシスコ平和会議における吉田全権の発言（抜粋）

1951年9月8日

千島列島および樺太の地域は、日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は承服いたしかねます。

日本開国の当時、千島南部の二島、択捉、国後両島が日本領であることについては、帝政ロシアもなんら異議を挿さなかつたのであります。ただ得撫以北の北千島諸島と樺太南部は、当時日露両国人の混住の地でありました。

1875年5月7日、日露両国政府は平和的な外交交渉を通じて樺太南部は露領とし、その代償として北千島諸島は、日本領とすることに話合をつけたのであります。名は代償であります、事実は樺太南部を譲渡して交渉の妥結を計ったのであります。その後樺太南部は1905年9月5日ルーズヴェルト・アメリカ合衆国大統領の仲介によって結ばれたポーツマス平和条約で日本領となったのであります。

千島列島および樺太南部は、日本降伏直後の1945年9月20日一方的にソ連領に収容されたのであります。

また、日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島および歯舞諸島も終戦当時たまたま日本兵営が存在したためにソ連軍に占領されたままであります。

14 日ソ交渉に対する米国覚書

1956年9月7日

最近のロンドンにおけるダレス国務長官との会談に際し、重光外相からなされた要請に応じて、国務省は今回の日ソ平和条約交渉中に提起された諸問題につき、とくにサンフランシスコ平和条約の署名国としての米国の利害関係に照らして、検討を計った。国務省はこの検討に基づいて次のとおり意見を開陳するものである。

米国政府は、日ソ間の戦争状態は、正式に終了せしめられるべきものであると信ずる。元来この戦争状態は、ソ連邦がサンフランシスコ平和条約の署名を拒否した1951年当時から、つとに終了せしめられていなければならなかつたものである。日本はまた日本が加盟の資格を完全に有する国際連合に久しい以前から加盟することを認められていなければならなかつた。さらにまた、ソ連邦の手中にある日本人捕虜は、降伏條項に従って久しい以前に送還されていなければならなかつたのである。

領土問題に関しては、さきに日本政府に通報したとおり、米国はいわゆるヤルタ協定なるものは、単にその当事国の当時の首脳が共通の目標を陳述した文書に過ぎないものと認め、その当事国によるなんらの最終的決定をなすものでなく、また領土移転のいかなる法律的效果を持つものでないと認めるものである。

サンフランシスコ平和条約——この条約はソ連邦が署名を拒否したから同国に対してはなんらの権利を付与するものではないが——は、日本によって放棄された領土の主権帰属を決定しておらず、この問題は、サンフランシスコ会議で米国代表が述べたとおり、同条約とは別個の国際的解決手段に付せられるべきものとして残されている。

いずれにしても日本は、同条約で放棄した領土に対する主権を他に引き渡す権利を持っていないのである。

このような性質のいかなる行為がなされたとしても、それは、米国の見解によれば、サンフランシスコ条約の署名国を拘束しうるものではなく、また同条約署名国は、かかる行為に対してはおそらく同条約によって与えられた一切の権利を留保するものと推測される。

米国は、歴史上の事実を注意深く検討した結果、択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島

とともに) 常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものであるとの結論に到達した。米国は、このことにソ連邦が同意するならば、それは極東における緊張の緩和に積極的に寄与することになるであろうと考えるものである。

1956年9月7日 米国国務省

15 1954年11月7日の北海道上空における米機撃墜事件に関する対ソ米国書簡中 日本の北方領土問題に触れた部分の全訳

1957年5月23日

(I～III省略)

IV

ソ連政府はこの事件に関する書簡において歯舞群島及び隣接する海・空域に対する自国の領土権の主張に言及している。それは暗にかかる主張の範囲に関する問題を提起しているわけである。周知の如く米国政府はこれら諸島に対するソ連政府の領土権の主張を争っているけれども、米国政府は問題の地域の上空飛行、特に1954年11月7日の事件の際の様な状況の下での上空飛行や、あるいは平和的な外交交渉並びに司法的解決の方法以外の方法でこれを争うこととしたことはない。それゆえ、米国政府はこの機会を利用して、次の如き宣言を行うものである。

A 歯舞群島に対する主権に関するソ連の主張について

- 1954年11月17日の書簡において米国政府は、歯舞群島はソ連政府が不法に占領を続けている日本国領土の不可分の一部であるとの日本政府の主張を米国が支持するものであると述べた。この申立てについてコメントしたソ連政府の1954年12月11日の書簡は、これが「千島列島に関するヤルタ協定の諸条項と明らかに矛盾する」ものであると述べている。米国政府はこの点に関する自国の立場のよりくわしい陳述として1952年10月7日の同様な事件のためソ連政府に対し訴訟手続を提起した際の米国政府の訴状の付属書として国際司法裁判所の記録に収録されている1954年9月25日の書簡に言及し、1945年2月11日の日本に関するヤルタ協定はいかなる日本領土における法的権原をもソ連邦に移譲する効力を持つ様には意図されたものではなかったし、又そうした効力をもってもいなかったということ、特に、日本に関するヤルタ協定も1951年9月8日サンフランシスコで調印された対日平和条約も歯舞群島におけるいかなる権原をもソ連邦へ移譲しなかったしこれら諸島における日本の権原を縮小せしめたものではなく、且つ、これらの文書における「千島列島」という字句は、従来常に日本本土の一部であったものであり従って正義上日本の主権下にあるものと認められるべき歯舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ含む様に意図されもしなかったということを繰り返し言明する。これらの諸島を専有し、これらに対し主権を行使することを企図しているソ連政府の行動は、従って、現在においても不当且つ不法であり、1954年11月7日においても不当且つ不法であった。米国政府は、ソ連政府がこの点に関する自国の主張の正当性を、国際紛争の平和的解決及び国際法と秩序の維持のため、確立された司法手続による審査に付託することを一貫して行っておらずこれを拒否しているということを再び指摘するものである。(以下略)

16 日本国政府全権委員からソヴィエト連邦第一外務次官に宛てた書簡

1956年9月29日

書簡をもって啓上いたします。

本全権は、1956年9月11日付鳩山総理大臣の書簡とこれに対する同年9月13日付ブルガーニン議長の返簡に言及し、次のとおり申し述べる光栄を有します。

前記鳩山総理大臣の書簡に明らかにせられたとおり、日本国政府は、現在は、平和条約を締結することなく、日ソ関係の正常化に関し、モスクワにて交渉に入る用意がある次第であります。この交渉の結果外交関係が再開せられた後といえども、日本国政府は、日ソ両国の関係が、領土問題をも含む正式の平和条約の基礎の下に、より確固たるものに発展することがきわめて望ましいものであると考える次第であります。

これに関連して、日本国政府は、領土問題を含む平和条約締結に関する交渉は両国間の正常な外交関係の再開後に継続せられるものと了解するものであります。

鳩山総理大臣の書簡により交渉に入るに当り、この点についてソ連邦政府においても同様の意図を有せられることをあらかじめ確認しうれば幸甚に存する次第であります。

本全権は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向って敬意を表します。

1956年9月29日

日本国政府全権委員 松本俊一
ソヴィエト社会主義共和国連邦第一外務次官
ア・ア・グロムイコ閣下

17 ソヴィエト連邦第一外務次官から日本国政府全権委員に宛てた書簡（仮訳）

1956年9月29日

書簡をもって啓上いたします。

本次官は、1956年9月29日付の閣下の次のとおりの書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本全権は、1956年9月11日付鳩山総理大臣の書簡とこれに対する同年9月13日付ブルガーニン議長の返簡に言及し、次のとおり申し述べる光栄を有します。

前記鳩山総理大臣の書簡に明らかにせられたとおり、日本国政府は、現在は、平和条約を締結することなく、日ソ関係の正常化に関し、モスクワにて交渉に入る用意がある次第であります。この交渉の結果外交関係が再開せられた後といえども、日本国政府は、日ソ両国の関係が、領土問題をも含む正式の平和条約の基礎の下に、より確固たるものに発展することがきわめて望ましいものであると考える次第であります。

これに関連して、日本国政府は、領土問題を含む平和条約締結に関する交渉は両国間の正常な外交関係の再開後に継続せられるものと了解するものであります。

鳩山総理大臣の書簡により交渉に入るに当り、この点についてソ連邦政府においても同様の意図を有せられることをあらかじめ確認すれば幸甚に存する次第であります。

これに関連して本次官は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の委任により、次のとおり申し述べる光栄を有します。すなわち、ソヴィエト政府は、前記の日本国政府の見解を了承し、両国間の正常な外交関係が再開された後、領土問題をも含む平和条約締結に関する交渉を継続することに同意することを言明します。

本次官は、以上を申し進めるに際し、閣下に向って敬意を表します。

1956年9月29日モスクワにおいて

ソヴィエト社会主義共和国連邦第一外務次官
ア・グロムイコ
日本国政府全権委員
松本俊一閣下

18 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言

1956年10月19日モスクワで署名

1956年12月12日発効

1956年10月13日から19日までモスクワで、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の全権団の間で交渉が行われた。

日本国側からは、

内閣総理大臣 鳩山一郎
農林大臣 河野一郎
衆議院議員 松本俊一

が参加し、

ソヴィエト社会主義共和国連邦側からは、

ソヴィエト連邦大臣会議議長	エヌ・ア・ブルガーニン
ソヴィエト連邦最高会議幹部会員	エヌ・エス・フルシチョフ
ソヴィエト連邦大臣会議議長第一代理	ア・イ・ミコヤン
ソヴィエト連邦第一外務次官	ア・ア・グロムイコ
ソヴィエト連邦外務次官	エヌ・テ・フェドレンコ

が参加した。

相互理解と協力のふん囲気のうちに行われた交渉を通じて、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との相互関係について隔意のない広範な意見の交換が行われた。日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間の外交関係の回復が極東における平和及び安全の利益に合致する両国間の理解と協力との発展に役立つもの

であることについて完全に意見が一致した。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の全権団の間で行われたこの交渉の結果、次の合意が成立した。

- 1 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される。
 - 2 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間に外交及び領事関係が回復される。両国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両国は、外交機関を通じて、両国内におけるそれぞれの領事館の開設の問題を処理するものとする。
 - 3 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、相互の関係において、国際連合憲章の諸原則、なかんずく同憲章第2条に掲げる次の原則を指針とすべきことを確認する。
 - (a) その国際紛争を、平和的手段によって、国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように、解決すること。
 - (b) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、それぞれ他方の国が国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを確認する。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、経済的、政治的又は思想的のいかなる理由であるかを問わず、直接間接に一方の国が他方の国の国内事項に干渉しないことを、相互に、約束する。
 - 4 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、国際連合への加入に関する日本国の申請を支持するものとする。
 - 5 ソヴィエト社会主義共和国連邦において有罪の判決を受けたすべての日本人は、この共同宣言の効力発生とともに釈放され、日本国へ送還されるものとする。
- また、ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要請に基いて、消息不明の日本人について引き続き調査を行うものとする。
- 6 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国に対し一切の賠償請求権を放棄する。
- 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する。
- 7 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。
 - 8 1956年5月14日にモスクワで署名された北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約及び海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定は、この宣言の効力発生と同時に効力を生ずる。
- 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、魚類その他の海洋生物資源の保存及び合理的利用に関して日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が有する利害関係を考慮し、協力の精神をもって、漁業資源の保存及び発展並びに公海における漁獲の規制及び制限のための措置を執るものとする。
- 9 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。
- ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。
- 10 この共同宣言は、批准されなければならない。この共同宣言は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかに東京で行われなければならない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この共同宣言に署名した。

1956年10月19日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書2通を作成した。

日本国政府の委任により

鳩山一郎
河野一郎
松本俊一

ソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会の委任により

N・ブルガーニン
D・シェピーロフ

19 ソ連政府の対日覚書（抄）

1960年1月27日日米安保条約締結に際し

ソ連邦は、極東における平和機構を阻害し、ソ日関係の発展にとって支障となる新しい軍事条約が、日本によって締結せられるような措置を黙過することはもちろんできない。この条約が事実上日本の独立を失わせ、日本の降伏の結果日本に駐屯している外国軍隊が日本領土に駐屯を続けることに関連して、歯舞及び色丹諸島を日本に引き渡すというソ連政府の約束の実現を不可能とする新しい事態が作り出されている。

平和条約調印後、日本に対し右諸島を引き渡すことを承諾したのは、ソ連政府が日本の希望に応じ、ソ日交渉当時日本政府によって表明せられた日本国の国民的利益と、平和愛好の意図を考慮したがためである。しかしソ連政府は日本政府によって調印せられた新条約が、ソ連邦と中華人民共和国に向けられたものであることを考慮し、これらの諸島を日本に引き渡すことによって、外国軍隊によって使用せられる領土が拡大せられるがごときことを促進することはできない。よってソ連政府は、日本領土からの全外国軍隊の撤退及びソ日間平和条約の調印を条件としてのみ、歯舞及び色丹が1956年10月19日付ソ日共同宣言によって規定されたとおり、日本に引き渡されるだろうということを声明することを必要と考える。

20 日本政府の対ソ覚書（抄）

1960年2月5日ソ側への反論

ソ連邦政府が今回の覚書において日米間の新条約と歯舞群島及び色丹島の引渡し問題とを関連させていることは極めて不可解である。歯舞群島、色丹島については、日ソ共同宣言において「ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえ、かつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引渡されるものとする」と明確に規定されている。

この共同宣言は、日ソ両国関係の基本を律する国家機関によって批准された正式の国際文書である。この厳粛な国際約束の内容を一方的に変更し得ないことはここに論ずるまでもない。さらにまた日ソ共同宣言が調印された際、すでに無期限に有効な現行安全保障条約が存在し、日本国に外国軍隊が駐留しており、同宣言はこれを前提とした上で締結されたものである。この事実からしても、日ソ共同宣言における合意がいささかの影響をも受ける事由は存じない。

日本国政府は、領土問題について共同宣言の規定に新しい条件を付し、これによって宣言の内容を変更せんとするソ連邦の態度は、これを承認することができない。またわが国は歯舞群島、色丹島のみならず、他の日本固有の領土の返還をあくまでも主張するものである。

21 日ソ共同声明

1973年10月10日モスクワで署名

田中角栄日本国内閣総理大臣は、ソヴィエト連邦政府の招待により、1973年10月7日から10日までソヴィエト連邦を公式訪問した。田中総理大臣には、太平洋外務大臣およびその他の政府職員が随行した。

田中総理大臣および大平外務大臣は、L. I. プレジネフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長、A. N. コスイギン・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦大臣会議議長およびA. A. グロムイコ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦外務大臣と平和条約締結交渉を含む日ソ間の諸問題および相互に関心を有する主要な国際問題について、率直かつ建設的な話し合いを行った。また、田中総理大臣および大平外務大臣は、N. V. ボドゴルヌイ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦最高会議幹部会議長と会見した。

大平外務大臣とグロムイコ外務大臣との間に第3回の定期協議が行われた。

友好的雰囲気の中に行われたこれらの会談において双方は、日ソ関係が、1956年の日ソ共同宣言により外交関係が回復して以来、広範な分野において順調な発展を遂げており、特に、近年においては政治、経済および文化の面において両国間の関係の進展が著しいことに満足の意を表明した。双方は、内政不干渉および互恵平等の原則に基づき日ソ間の善隣友好関係を増進することは、日ソ両国民の共通の利益に応えるのみならず、極東ひいては世界の平和と安定に大きく貢献するものであることを認め、このために、両国関係の一層の発展に努力する旨の決意を表明した。

1、双方は、第二次大戦の時から未解決の諸問題を解決して平和条約を締結することが、両国間の真の善隣友好関係の確立に寄与することを認識し、平和条約の内容に関する諸問題について交渉した。双方は1974年の適当な時期に両国間で平和条約の締結交渉を継続することに合意した。

2、双方は日ソ間経済協力の拡大の方途につき意見交換を行った。その結果、双方は、互恵平等の原則に基づく両国間の経済協力を可能な限り広い分野で行うことが望ましいと認め、特にシベリア天然資源の共同開発、貿易、運輸、農業、漁業等の分野における協力を促進すべきである旨意見の一致をみた。双方は日ソおよびソ日経済協力委員会の活動を高く評価した。このような両国間の経済協力の実施に当っては、双方は、それぞれの政府の権限の範囲内で、日本の企業（またはそれらによって組織される団体）とソ連邦の権限ある当局および企業との間で契約が締結されることを促進すること、かかる契約の円滑な、かつ、適時の実施を促進することおよび右契約の実施に関連して政府間協議が行われるべきことについても意見の一致をみた。また、双方は、特にシベリアの天然資源の共同開発に関連して、日ソ間の経済協力が第三国の参加を排除しないことを確認した。

双方は、日ソ漁業に係わる諸問題の解決の方途につき、意見交換を行った。

その結果、双方は、長期かつ安定した北洋漁業の確立のため漁獲量を定める問題を含め、適切な措置をとることに合意し、両国主管大臣間の協議を可及的速やかに開催することにつき、意見の一致をみた。

双方は、別途合意される水域における日本人漁夫の操業についての従来から開始されている交渉に関し意見を交換し、この問題についての交渉を継続することに合意した。

双方は、科学技術の分野における政府間の交流の拡大を有益と認め、10月10日、日本側大平外務大臣とソ連側ゲロムイコ外務大臣との間で科学技術協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定が署名されたことを高く評価した。

双方は、文化の分野における交流の順調な発展を満足の意をもって指摘し、10月10日に両国の外務大臣の間で署名された学者および研究者の交換、公けの刊行物の交換、並びに広報資料の配布に関する取極の意義を高く評価した。

双方は、自然の保護および人間環境の保全の分野における日ソ間の接触の増大が必要であることを認め、このための協力の第一歩として10月10日両国の外務大臣の間で渡り鳥および絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約が署名されたことを高く評価した。

双方は、高度に効率的なエネルギー源の開発が世界的なエネルギー問題の解決に貢献することができることを認識して、原子力の平和利用の分野における協力を拡大する必要性を認めるとともに、その第一歩として、両国の科学者および技術者の交換並びに情報の交換を行うことが有意義である旨強調した。

双方は各層にわたる日ソ間の人的交流を積極的に評価し、両国間の一層幅広い交流を奨励すべきである旨意見の一致をみた。双方は、1966年に両国外務大臣間で合意された両国外務大臣間の協議の定期的な実施に賛意を表明した。ソ連側は人道的考慮に基づきソ連邦に居住する未帰還邦人の日本への帰国および従来から実施されている日本人墓地への遺族の墓参に関する田中総理大臣の要請に関して、今後もこれらの問題をしかるべき注意をもって検討する用意がある旨を確認した。

3、双方は、現在の国際情勢の主要な、かつ、双方が関心を有する諸問題につき意見を交換した。双方は、近年国際情勢が全体として緊張緩和の方向に向っていること、および異なった社会体制を有する国家間の関係正常化が一層進展したことに満足の意を表明した。同時に双方は、現在世界の若干の地域で紛争が続いていることに憂慮の念を示すとともに、すべての国が国連憲章に従い、その相互関係において紛争を交渉により解決するとの原則、および武力による威嚇または武力の行使を慎むとの原則を遵守する必要性のあることを強調した。

双方は、国際間の緊張緩和を一層促進し、永続的な世界平和を実現することがすべての国民の利益に係わる現代の根本問題であると見なしている。

また、双方は、国際連合が世界平和の維持と国際協力の促進のため重要な貢献を行っていることを認め、同機構の有効性を強化するため引き続き努力することにつき意見の一致をみた。

双方は、世界の恒久的平和を確立するために、有効な国際的管理の下における軍縮の達成、特に核軍縮の早期実現の重要性を認識して、この目標に向かって努力する旨を表明した。

双方は、戦略兵器制限交渉（SALT）関係諸合意および核戦争防止に関する米ソ協定を含む軍備管理および紛争の回避の分野でなされた前進に対し満足の意を表明した。

双方は、アジア情勢に関する意見交換において、ヴィエトナムの和平協定並びにラオスの和平協定および同協定の実施議定書の締結について満足の意を表明した。双方は、これらの協定がすべての当事者により厳格に履行されるならば、インドシナにおける恒久平和確立の可能性を開くものであり、また、ヴィエトナム、ラオスおよびカンボディアの問題の解決は、外部からのいかなる干渉もなしにこれら諸国の国民によって実

現されるべきであるとの見解を表明した。

双方は、朝鮮半島において南北の間に対話の途が開かれたことを歓迎した。

双方は、南アジア亜大陸における緊張緩和についての関係諸国の努力に対する歓迎の意を表明した。

双方は、また、アジア諸国の自主性の尊重の上に立ってこれら諸国の自助努力に積極的に協力することこそアジアにおける平和と安定のために大きく貢献する方途である旨を強調した。

双方は、中東における軍事行動の発生に対して大きな懸念を表明し、現在の事態ができる限り速やかに解決されるべきであるとの希望を表明した。

双方は中東における公正かつ永続的平和ができる限り早期に確立されるようにとの希望を表明した。

双方は、国際間の永続的な平和と福祉を増進するため建設的な貢献を行うとの決意を表明した。

- 4、双方は、率直かつ建設的な精神で行われた両国最高首脳間の直接の対話がきわめて有益であり、かつ、両国関係の発展にとって重要な貢献を行った旨を満足の意をもって表明した。双方は、両国最高首脳間の対話が継続されるべきである旨を強調した。

田中総理大臣は、ソ連邦訪問中に受けた暖かい接遇に対し感謝の意を表明した。

田中総理大臣は日本国政府の名においてブレジネフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長、ポドゴルヌイ・ソ連邦最高会議幹部会議長およびコスイギン・ソ連邦大臣会議議長に対し別途合意される時期に日本国を訪問するよう招待した。これらの招待は謝意をもって受諾された。

1973年10月10日に

モスクワで

日本国内閣総理大臣	(署名)
日本国外務大臣	(署名)
ソヴィエト社会主義共和国連邦大臣会議議長	(署名)
ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣	(署名)

22 外務省柳谷情報文化局長談話 本年度の北方地域への政府派遣墓参について

1976年9月4日

- 1、本年度の北方地域への政府派遣墓参について、ソ連外務省は去る5月7日に、歯舞群島（志発島および多楽島）および色丹島への墓参を許可する旨回答するとともに、墓参団全員は、ソ連本土および樺太への墓参団と同様、有効な旅券とソ連の査証を取得するよう要求してきた。

政府は本件墓参を9月7日～9日に行う予定で実施細目を確定の上、8月24日、ソ連側に申し入れるとともに墓参団は従来どおり外務大臣発行の身分証明書を携行する旨申し入れたところ、ソ連側は、一国の領土に入るためには有効な旅券と査証が必要である旨主張し、前記の要求を繰り返した。

- 2、これに対し、わが方より、かかる主張を北方地域に適用することは適当でなく、北方地域については、領土問題に対する双方の立場に相違があることを認識し、純粋に人道的見地から本問題を現実的に解決する方法として身分証明書による渡航という慣行が昭和39年以来確立されてきた。しかるに、本年、ソ連側がかかる慣行を変更しようとするのは全く不当であり、日ソ間の信頼関係を損おうとするものであるとして、本件墓参が従来どおり実施できるようソ連側の再考を求め、8月25日にも同様の申し入れを行った。

- 3、その後、9月3日、ソ連外務省は、在ソ日本大使館を通じ、「墓参団全員は、有効な旅券とソ連の査証を取得することが不可欠である」旨最終的に回答してきた。

- 4、政府としては、墓参という人道的問題を現実的に解決する方法として永年にわたり確立されてきた慣行をソ連側が本年になり突如変更し、歯舞群島および色丹島がソ連領であることを日本側に認めさせようとする意図に基づく今回の回答を行ったことは到底容認し難いものであり、ソ連側の要求を受け入れるわけにはいかない。

政府としては、今後、北方四島への墓参が従来どおり人道的見地に立って現実的な方法で実現するようソ連側の再考を促したい。

23 200海里漁業水域の暫定措置の実施に関する ソ連邦大臣会議の決定についての日本国政府の立場表明

1977年2月25日官房長官談話

タス通信によれば、2月24日、ソ連邦大臣会議は客年12月10日付ソ連邦最高会議幹部会令第6条に基づく暫定措置を一定の対象水域において3月1日より実施する旨決定した。

右対象水域には、わが国固有の領土であり、政府が日ソ平和条約交渉においてその一括返還を求めている北方四島の周辺水域が含まれている。

今般、ソ連側が、これら北方四島の周辺水域を一方的にソ連邦の漁業規制対象水域に含めたことは極めて遺憾であり、わが国としてはこれを認めることができない。

24 北方領土における軍事施設構築等に関する対ソ申入れ要旨

1979年2月5日

- 1、過去久しきにわたり日本国政府はソヴィエト連邦政府に対し、歴史的事実を照らしかつ国際法上の見地より疑いもなく日本国の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の一日も速やかなる返還を求めるとともに、日ソ関係を真の相互信頼に基づく安定的な基礎の上に発展せしめるためには、この領土問題を解決することによって平和条約を締結することが不可欠である所以を繰返し指摘してきた。
- 2、日本国政府が入手した種々の情報によれば、最近、国後島及び択捉島の両島においてソ連側による新たな軍事力の配備及び施設の構築が進められていると判断するに足る十分な根拠がある。これらの諸島におけるかかる軍事力の配備及び施設の構築は、北方領土問題の早期かつ平和的な解決の精神に逆行するものであり、一貫して国際平和に寄与する政策を追求し、ソ連邦との間にも均しく友好関係の促進に努めてきた日本国政府としては、ソ連側のかかる新たな軍事的措置を深く遺憾とせざるを得ない。
- 3、日本国政府はソヴィエト連邦政府に対し、前記1の基本的立場を改めて確認し、日本国民の一致した願望である北方領土の速やかなる返還を求め、ここにソ連側による前述の措置につき抗議するとともに、かかる措置が速やかに撤回されるよう強く要求するものである。

25 「北方領土の日」設定等に関するソ連側口頭声明

1981年1月20日

ソ連では、最近日本において政府の側からの積極的な鼓舞の下にいわゆる領土問題をめぐる宣伝キャンペーンが行われていることに注目している。

右キャンペーンが公的権力によって方向付けられ鼓舞されていることは、最近の一連の事実が改めて証明している。最近日本政府によって行われた2月7日を「北方領土の日」とする決定がそれである。2月7日に計画されている首相及び国会両院議長の参加する集会の開催に関する東京からの報道もそれである。また学校のカリキュラムに「北方領土」問題を加えるという政府が打ち出した学校教育システムを改訂する路線もそれである。日本政府のかかる類の行為は、ソ連に対する非友好的でかつソ日関係において達成された肯定的な成果を破綻に導く行為であるとしか性格づけることはできない。日本政府が意識的にソ日関係を複雑化させようとしているとの印象を受ける。

当然のことながらわれわれはこのことから然るべき結論をひき出さざるを得ない。

存在しない「領土問題」を人工的にあおるために日本政府がどのような措置をとろうとも、ソ連の立場がこのために変わることはありえないことを、日本政府は明確に理解すべきである。この立場は極めて明確である。即ち、ソ日関係にはいかなる領土問題も存在しない。このことは、ソ連側から日本の指導者達に対し何回となく声明してきた。根拠のない領土的要求を提起することではなく、ソ連との善隣関係の確立に対する冷静かつ現実的なアプローチこそ、日本自身の利益と極東とアジア全体の安全確保の利益に応えるであろうことをわれわれは深く確信している。

26 「北方領土の日」設定等に関するソ連側口頭声明に対する日本側の反論

1981年1月28日

本年1月20日、ソ連側政府によって行われた北方領土問題に関する口頭声明に関連して次のとおり申し述べる。

日ソ間に厳存する未解決の領土問題を解決して平和条約を締結することが両国にとっての最も基本的な課題であることは、戦後の両国関係の最も基本的文書たる1956年の日ソ共同宣言等からも明白であり、日本国政府はこの基本的な課題を解決することこそが日ソ関係を真の相互理解に基づく安定的な基礎の上に発展させるために不可欠であることをこれまで累次にわたりソ連政府に強調してきた。

わが国における北方領土返還要求はこのような真の日ソ友好善隣関係を確立せんとする日本国民の総意であり、このことは累次の国会決議の採択等において明確に示されているとおりである。日本国政府は、かかる国民的要求をソ連側が正しく理解するよう求めてきた。

しかるに、ソ連はこのような日本国民の総意を無視して北方領土の不法占拠を続けるのみならず、新たな軍事力の配備及び施設の構築を行っている。日本国民にとってはかかる行為こそ正に日ソ善隣友好の精神に逆行する国民に対する最も非友好的な行為であり、日ソ関係において達成された肯定的な成果をも破綻に導く行為であると言わざるを得ない。

今般のソ連側の口頭声明は、わが国における北方領土返還運動をソ連に対する非友好的キャンペーンであるとし、日本国政府による「北方領土の日」制定等の行為を非難し、日本国内の学校教育のカリキュラムにまで言及している。昨年11月国会において全会一致で採択された決議を踏まえた日本国政府による「北方領土の日」制定に対する非難、更には「北方領土の日」の集会への出席者や日本の学校教育の内容にまで立入った今般のソ連側の声明は、日本側にとって驚きであり到底受入れることはできないものである。

既に述べたとおり、日本国政府は真の日ソ友好善隣関係の発展を望み、そのためにこそ北方領土問題の解決が不可欠であるとの認識に基づいて行動している。日本国政府はソ連側がかかる日本側の真意を正しく理解することをここに重ねて強く要請するものである。

更に、日本国政府は、この機会に改めてソ連が北方領土における軍備強化の措置を速やかに撤回するよう強く要求するとともに、ソ連政府が北方領土返還を求める日本国民の真意を正しく理解し、北方領土問題の解決に向けて日ソ間の友好善隣関係の発展にふさわしい態度を示すことを強く求めるものである。

27 北方領土問題についての海外広報活動に関するソ連側口頭申入れ要旨

1981年8月6日

ソ連邦に対する自己の不法な領土要求に対する支持を取りつける目的で、他国にアピールを行っている最近の日本政府の試みは看過するわけにはいかない。これは、特に、サンフランシスコ平和条約の署名国の地図出版社に対し、国後、択捉、歯舞、色丹の島々をソ連邦に属するのではなく、日本に属するように表記するため、これらの出版社により発行されている地図に変更を加えるよう申し入れていることが、証明している。

これが唯一の事実ではない。日本の大使館及び他の在外代表機関を通じて、周知の歴史的事実が歪曲され、ソ連邦の領土に対する根拠のない要求が提起されている多種多様の公的機関による出版物を含む資料が配布されている。日本政府の指導者たちは、かかる要求を提起するため、国連の演壇をも利用している。

かかる日本側の行動は、領土保全及び国家主権の尊重という一般に承認されている規範に矛盾しており、その本質において、第二次世界大戦の諸結果の変更と戦後日本が負った義務の放棄に向けられたものである。

ソ連邦に対する領土要求のキャンペーンを人工的に煽動するためにいかなる手段がとられようとも、また、この作り出された問題に対し他国の関心をひきつけようとする試みがどのような規範及びどのような形式により行われようとも、ソ連邦の立場は不動であることが日本において理解されなければならない。

28 北方領土についての海外広報活動に関するソ連側口頭申入れに対する日本側反論要旨

1981年8月31日

自国の領土に関し、ある国の地図に正確な記載がなされていない場合にその訂正を当該地図出版社に申し入れることは当然であり、またわが国がその主張、立場を国連の場を含め国際的に広報することも当然の行為である。

日本は、サンフランシスコ平和条約の諸規定を厳格に遵守しているところ、わが国が返還を求めているのは同条約第2条(c)に従ってわが国が放棄した千島列島に含まれないわが国固有の領土たる北方領土——具体的には歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島であり、これらの諸島をソ連はなんらの法的根拠なしに不法に占拠している——なのであって、かかるわが国の行動が「領土保全及び国家主権の尊重という一般に承認されている規範に矛盾しており、その本質において、第二次世界大戦の諸結果の変更と戦後日本が負った義務の放棄に向けられたものである」とのソ連側の非難には何らの根拠もない。

29 SS - 20 シベリア移転配備問題及びわが国外交活動等に関する ソ連側報道機関の論評に関する対ソ申入れ抜粋

1983年1月25日

去る1月17日、グロムイコ外務大臣はドイツ連邦共和国訪問中、中距離核戦力交渉問題に触れ、「中距離ミサイルのうち、欧州地域で合意された数を越えるものは、西欧の目標に到達出来ないシベリアの線以遠に配備されることとなろう」との趣旨の発言を行った。我が国としては累次明らかにしている通り、中距離核戦力に関する米ソ間の交渉が実質的に進展し、東西間の軍事バランスが出来る限り低い水準で均衡することを希望しているところであるが、ソ連が同交渉の結果として中距離ミサイルをシベリアに新たに移動させることを考慮しているのであれば、日本側としてこれを深刻に受けとめざるを得ない。また、先般、一部の西独紙はアンドロポフ・ソ連共産党書記長がフォエゲル・ドイツ連邦共和国社会民主党首相候補に対し「ソ連兵器の一部は廃棄され、一部は撤去されて日本における新たな基地とのバランスをはかるべく極東に移転される」旨述べたと報じている。

もし、かかる報道が正しいとすれば日本側としてはこのようなソ連側の考え方を受け入れることが出来ず、且つこのような危険な考え方を遺憾とせざるを得ない。

そもそも我が国が進めているのは、全く自衛のための必要最小限度の抑止力の整備であり、このような我が国の抑止力の整備を理由にソ連の核兵器が極東に移転されることは的外れと言わざるを得ない。また既に極東に現存する中距離ミサイルに加え、新たなミサイルを同地域に移転することはアジアの緊張を不必要に増大させるものであり、ひとり我が国のみならず他のアジア諸国の批判をよぶことになろう。極東におけるミサイルの削減の問題については、昨年5月、故ブレジネフ書記長は、ソ連はソ連のミサイルが対峙している核手段の保有者とのみ交渉するとの態度を明らかにしたが、これは核を有さぬ国とは核兵器削減問題については話し合えまいとする「強者の論理」に他ならない。

また、近年、極東におけるソ連の急速な軍備拡大は、この地域の平和と安定にとって大きな不安を与えている。日本側の度重なる抗議にもかかわらず、昨年末には我が国の北方領土に従来は飛来して来なかった新たなソ連軍用機が飛来する等北方領土におけるソ連の軍備増強が継続していることは極めて遺憾であり、この機会にこの点についても日本側の考え方を表明しておきたい。

30 日ソ共同コミュニケ（抜粋）

1986年1月19日

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連共産党中央委員会政治局員兼外務大臣は、日本国政府の招待により、1986年1月15日から19日まで日本国を公式訪問した。

東京滞在中エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は、中曽根康弘日本国総理大臣と会見した。中曽根康弘総理大臣は、以前に伝達されたエム・エス・ゴルバチョフ・ソ連共産党中央委員会書記長に対する日本国への公式訪問の招待を確認した。

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は、右招待に対し謝意を表明した。

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は中曽根康弘総理大臣に対し、日本国総理大臣のソ連邦公式訪問招待を内容とするエム・エス・ゴルバチョフ・ソ連共産党中央委員会書記長の書簡を伝達した。

安倍晋太郎日本国外務大臣とエ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は定期協議としての会談を行ない、同会議では、日ソ関係の諸問題及び双方が関心を有する国際問題について討議が行われた。

(略)

両大臣は、1973年10月10日付けの日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約の内容となり得べき諸問題を含め、同条約締結に関する交渉を行った。双方は、モスクワにおいて行われる次回協議の際にこれを継続する旨合意した。

(以下、省略)

31 第27回党大会ゴルバチョフ書記長演説（日本関係部分）

1986年2月25日

(資本主義、米帝国主義、その先導的役割を果している多国籍企業の活動と民族国家の利益との間の矛盾に

言及の上で)

3つの現代帝国主義センターすなわち米国、西欧及び日本の相互関係には顕在的、非顕在的矛盾が満ちている。60年代末まで米国が我が物とした最も身近な競争相手に対する経済上、金融上、技術上の優位は、深刻な試練をこうむった。西欧及び日本はパトロンたるアメリカを何らかの面で圧迫することに成功した。彼らは先端技術のような伝統的な米国の覇権領域でも米国に挑戦している。

32 日ソ共同コミュニケ (抜粋)

1986年5月31日

安倍晋太郎日本国外務大臣は、ソ連邦政府の招待により1986年5月29日から31日までソヴィエト社会主義共和国連邦を公式訪問した。

安倍晋太郎日本国外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長と会見した。会見は、率直な雰囲気の下で行われ、国際情勢の枢要な諸問題及び日ソ関係の発展の現状と見通しに関する原則的な諸問題が討議された。

(略)

安倍晋太郎日本国外務大臣とエ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼外務大臣は定期協議としての会談を行い、同会議では、二国間関係の諸問題及び双方が関心を有する国際問題について討議が行われた。

(略)

両大臣は、1973年10月10日付の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約の内容となり得べき諸問題を含め、同条約締結に関する本年1月に東京で行われた交渉を継続した。双方は、東京において行われる次回協議の際にこれを継続する旨合意した。

(以下、省略)

33 ウラジオストクにおけるゴルバチョフ書記長演説 (日本関係部分)

1986年7月28日

対日関係についてここにも好転の兆しが見られる。この転換が生じるのは、好ましいことである。世界における両国の客観的状況は、健全な現実主義的基盤に立ち、過去の諸問題にわずらわされない平静な雰囲気の中で徹底的に協力することを求めている。今年に端緒が開かれ、外相の相互訪問が実現した。最高レベルでの相互訪問が議題に上っている。

経済協力は相互の利益となる。これはなによりもまず、日本企業との実務的接触がすでに実施されているわが国の沿岸地域について言える。ソ連と日本の近接する地域に共同の企業を設立する問題も、討議することができる。海洋資源の調査と総合開発における長期的協力を組織したり、宇宙の平和的研究および利用の計画を突き合わせたりできないはずはない。日本人には、経済外交と呼ばれる関係活性化の方法があるようだ。それを今回ソ日協力で役立たせよう。

34 クラスノヤルスクにおけるゴルバチョフ書記長演説 (日本関係部分)

1988年9月16日

ソ日関係の状態は、疑いなくこの地域の情勢全体にとり重大な意味を有する。石橋元社会党委員長、安倍自民党幹事長、不破共産党副議長、土井社会党委員長といった一連の日本の著名な政治家との会談並びに日本の社会团体や文化人との書簡やメッセージの交換によって、私にはソ日関係の問題点とその停滞打破の可能性がよりよく見えるようになった。

最近の中曽根前総理との率直な会談によって、二国間及び地域の利益のバランスに基づいて両国関係を活発化するための土壌と双方の志向が存在することに、私はますます確信を持つようになった。この様な肯定的な傾向が今後の政府的接触の進展に際して、継続され、((注) ソ日関係をより高いレベルに引上げ)、正常な発展の道へと導き出すことを希望する。

ソ連においては、日本の全国知事会との交流が再開したことや日本がソ連の主要な貿易・経済パートナーの地位に復帰することに日本の実業界が再び関心を示し出したことを然るべく評価している。信頼醸成を妨げて

いる人道及び漁業分野で存在する問題は克服できると考える。しかしながら、米国との「負担の分担」の枠組みの中で日本がその軍事的潜在力を継続的に増強していることは、ソ連人及び日本の遠近いずれの隣人をも不安にしていることを指摘せざるを得ない。

軍事目的へのGNPの1%は控え目のように見える。しかし、もしその実際額を日本の増大する経済力と共に考えるならば、この1%を極めて深刻に考えざるを得ない。日本人は、現代世界において軍国主義に頼らずに大国のステータスを得ることが可能であることを実証したように思われる。事実、疑問が起る。何故に全人類にとってこのようにユニークで非常に教訓的な経験の価値を失墜させるのであろうか。何故、諸国民の目の前で全世界に広がる日本の経済的プレゼンスの並外れた活力に対し、戦前及び戦中の歴史的連想によって重荷を負わせるのであろうか。

(注) 括弧内の語句は、プラウダ掲載の演説テキストでは脱落している。

35 日ソ共同コミュニケ (抜粋)

1988年12月21日

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼外務大臣は、日本国政府の招待により、1988年12月18日から21日まで日本国を公式訪問した。

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は、竹下登日本国総理大臣と会見した。同会見において双方は、両国の最高首脳間の対話が二国間関係の一層の発展に大きな意義を有することを強調した。この関連で竹下登総理大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦最高会議幹部会議長兼共産党中央委員会書記長に対する日本国公式訪問の招待を確認した。

(略)

宇野宗佑日本国外務大臣とエ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は、定期協議としての会談を行い、同会談では日ソ関係の諸問題及び双方が関心を有する緊要な国際問題について討議が行われた。

(略)

両大臣は、1973年10月10日の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約の内容となり得べき諸問題を含め、同条約締結に関する交渉を行った。同交渉において、双方は、両国関係に存在する困難の除去に関し、その歴史的及び政府的側面についてのそれぞれの認識を述べた。

この関連で、両大臣は、両大臣間で行われている平和条約締結交渉を一層促進するため、外務次官レベルの常設作業グループを設け、同作業グループにおいて討議を続けることを指示する旨合意した。

双方は、両国の外務次官級協議が毎年行われていることを積極的に評価し、同協議の継続に賛意を表明した。次回の協議は、東京において、1989年の双方の間で合意される時期に行われる。

(以下、省略)

36 第9回日ソ外相間定期協議日ソ共同新聞発表 (抜粋)

1989年5月5日於モスクワ

宇野宗佑日本国外務大臣は、ソ連邦政府の招待により1989年4月30日から5月5日までソ連邦を公式訪問した。

宇野外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長兼ソ連邦最高会議幹部会議長と会見した。

(略)

宇野外務大臣と、エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦外務大臣は定期協議としての会談を行い、同会談では、日ソ関係の重要な諸問題及び双方が関心を有する国際問題の広範な分野について深い意見交換が行われた。

(略)

両大臣は、1973年10月10日の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約締結に関する交渉を行った。同交渉において双方は、両国関係に存在する困難の除去に関する諸側面についての認識を述べ、平和条約を締結するため、平和条約常設作業グループにおける討議を含め、交渉を一層促進することに合意した。

(以下、省略)

37 我が国国民の北方領土入域問題に関する閣議了解

1989年9月19日

戦後40年以上を経た今日も我が国固有の領土である北方領土のソ連による不法占拠が継続しており、政府は、国民の総意及び国会の関係諸決議に基づき北方領土返還を実現するための交渉を行っている。

このような状況の下で、最近一部の我が国国民がソ連当局の査証の発給を受けて北方領土に入域するという事例が見られたが、我が国国民がソ連の出入国手続に従うことを始めとしてソ連の不法占拠の下で北方領土に入域することは、我が国固有の領土たる北方領土に関する国民の総意及びそれに基づく政府の政策と相いれないものである。

このことについて、我が国の多数の遺族が過去に約10年間にもわたり人道上の問題である北方領土墓参の中断を余儀なくされたことが想起されるべきである。

以上にかんがみ、政府は、国民に対し、北方領土問題の解決までの間、このような北方領土への入域を行わないよう要請することとする。

38 我が国国民の北方領土入域問題に関する内閣官房長官談話

1989年9月19日

1、北方領土問題の解決は、我が国国民の強い願いである。

北方領土は我が国固有の領土であるにもかかわらず、遺憾なことに戦後40年以上を経た今日もおソ連の不法占拠の下に置かれている。

この北方領土の一括返還を実現して日ソ平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することは、我が国対ソ外交の基本方針であり、政府は、国民の総意及び国会での全党一致による累次の北方領土問題解決促進決議に基づき、従来からそのための交渉を粘り強く続けてきたところである。この交渉は、昨年12月の日ソ外相間定期協議以来活発化しているが、ソ連の立場については、残念ながら、依然として実質的な変化が見られない状況である。

2、他方、最近、ソ連は、その不法占拠による施政の下で北方領土への我が国国民の入域を受け入れるとの政策をとり始め、その結果、一部の我が国国民がソ連当局の査証発給を受けて北方領土に入域するとの事例が見られた。

3、そこで、政府としては、国民各位に対し、ソ連の不法占拠下にある北方領土への入域の問題点をお伝えして御理解を求めたい。

4、即ち、我が国国民がソ連の出入国手続に従うことを始めとしてソ連の不法占拠による施政の下で北方領土に入域することは、北方領土が我が国の領土であるにもかかわらず、あたかもソ連の領土であるかのごとく入域することであり、北方領土に関する国民の総意及び国会の関係諸決議並びにそれらに基づく政府の政策と相いれないものである。

また、人道上の問題である北方領土への墓参に関し、昭和51年にソ連側が、長年にわたり確立されてきた慣行に反し、我が国墓参団に対し外国に旅行する場合と同じように旅券・査証方式を要求してきたために、我が国の多数の遺族の方々が、その後約10年間にもわたりこの墓参の中断を余儀なくされ、その結果一部の遺族におかれては墓参を果たせないまま亡くなられたとの経験があったことが想起されるべきである。

更に、このような入域が、現在政府が行っている対ソ交渉に政治的影響を及ぼす可能性があることも留意されるべきである。

よって、政府としては、国民各位に対し、北方領土問題の解決までの間、このような北方領土への入域を行わないよう要請するものである。

5、以上のことは、もとより通常の日ソ間の交流の進展を妨げる趣旨のものではなく、また、政府としては、今後とも、北方領土問題を解決して日ソ平和条約を締結するために鋭意努力を重ねていく所存である。

39 エリツィン大統領の「北方領土問題五段階解決論」

1990年1月16日、アジア調査会での講演より

北方領土問題は5つの段階を踏みながら解決すべきだ。というのはソ連の世論の中には「領土問題は存在し

ない」という長い間の固定観念があり一挙に解決するのは不可能だからだ。

一部の人のようにソ連の指導者が「四島すべてを譲渡してしまえ」と言ったとしたら、今の状態ならその指導者はとたんに更迭されてしまう。

第1段階：ソ連の側から領土問題は存在していると公式に宣言する。

これはゴルバチョフ議長（当時）の来日時に実現する。

第2段階：四島を日本にとって自由興業地帯とし、日本からの移住も簡便化する。「最恵国待遇」を日本に与えるわけだ。この段階までに必要な期間は2、3年だろう。

第3段階：四島の非軍事化を実施する。しかし、これは簡単には進まないだろう。四島はソ連の国家に所属しているというよりソ連軍に所属しているからだ。

第4段階：日本側に歩み寄ってもらい平和条約を締結する。平和条約締結は領土問題解決に向けてのプロセスを促進すると考える。この4段階までを15年以内に実施したい。実現すれば（北方四島の）中でも肯定的な変化が生じるだろうし、日ソ関係はあらゆる分野で飛躍的に改善しよう。

第5段階：最終的に問題を解決するのは我々の次の世代だ。その場合、次の世代に押しつけることにならない範囲内で3つのパリエーション（選択肢）を提案することができる。それは①四島を日ソ両国の共同管理、共同庇護のもとに置く、②四島を自立した自由な島とする、③日本に引き渡すことも除外されない、の3点だ。次の世代には考え方も新しくなり、政治、文化、世界情勢、安全保障問題も変化し、相互理解、世論も好転しているだろう。ありきたりではない解決策を見つけ出すのではないか。

40 ヒューストン・サミット

議長声明（抜粋） 1990年7月10日

我々は、アジア・太平洋地域においては、欧州において、東西関係を特徴付けてきた、和解、兵力引離し及び緊張緩和というプロセスと同一のプロセスが未だ見られていないことにつき、懸念を表明した。この点に関し、我々は、日ソ関係正常化の上で不可欠な措置としての、北方領土問題の早期解決を支持する。

経済宣言（抜粋） 1990年7月11日

46. 我々は、北方領土に関するソ連との紛争の平和な解決が日本政府にとり有する重要性に留意した。

41 日ソ共同新聞発表（抜粋）

1990年9月7日

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、日本国政府の招待により、1990年9月4日から7日まで日本国を公式訪問した。

東京滞在中、エ・ア・シェヴァルナツェ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、天皇陛下から謁見を賜った。

エ・ア・シェヴァルナツェ外務大臣は、海部俊樹日本国総理大臣と会見した。エ・ア・シェヴァルナツェ外務大臣は、海部俊樹総理大臣に対し、1991年4月を目処に日本国を公式訪問する意向を確認するエム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領の口頭メッセージを伝達した。訪問の具体的時期は、外交経路を通じて合意される。

中山太郎日本国外務大臣及びエ・ア・シェヴァルナツェ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領の日本国公式訪問の問題について話し合いを行った。（略）

両大臣は、両国政府間でその締結のために一層集中的な交渉が行われている日ソ平和条約の問題並びに経済、科学技術、文化、人道及び二国間関係のその他の分野における実質的な前進に向けての合意が、最高レベルの話し合いにおいて達成されることについての共通の期待を表明した。

（略）

両大臣は、1973年10月10日の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約締結に関する交渉を継続した。同交渉において双方は、両国関係に存在する困難の除去に関する諸側面についての認識を述べ、平和条約を締結するため、交渉を一層促進することに合意した。両大臣は、平和条約作業グループの活

動を肯定的に評価した。

(以下、省略)

42 日ソ共同新聞発表 (抜粋)

1991年1月23日於モスクワ

中山太郎日本国外務大臣は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の招待により、1991年1月21日から23日までソヴィエト社会主義共和国連邦を公式訪問した。

中山太郎日本国外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領と会見した。エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、1991年4月中旬に日本国を訪問する意向を確認した。中山太郎日本国外務大臣は、日本国政府を代表して、エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領の訪日を歓迎した。訪問の具体的時期は、外交経路を通じて合意される。

中山太郎日本国外務大臣及びア・ア・ベススメルトヌィフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領の日本国公式訪問の問題についての話し合いを継続した。

(略)

両大臣は、1973年10月10日の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約締結に関する交渉を継続した。同交渉において双方は、両国関係に存在する困難の除去に関する諸側面についての認識を述べ、平和条約を締結するため、交渉を一層促進することに合意した。両大臣は、平和条約作業グループの活動を肯定的に評価した。平和条約作業グループの次回会合を本年2月に開催すると合意が達成された。

(以下、省略)

43 日ソ共同新聞発表 (抜粋)

1991年3月30日

ア・ア・ベススメルトヌィフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、日本国政府の招待により、1991年3月29日から31日まで日本国を公式訪問した。

ア・ア・ベススメルトヌィフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、海部俊樹日本国内閣総理大臣と会見した。

(略)

中山太郎日本国外務大臣及びア・ア・ベススメルトヌィフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領の日本国公式訪問についての協議を継続した。

(略)

両大臣は、1973年10月10日の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約締結に関する交渉を継続した。同交渉において双方は、両国関係に存在する困難の除去に関する諸側面についての認識を述べ、平和条約を締結して日ソ関係に新たな時代を開くための交渉を一層促進することに合意した。

(以下、省略)

44 日ソ共同声明 (抜粋)

1991年4月18日東京で署名

1 エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、日本国政府の招待により、1991年4月16日から19日まで日本国を公式訪問した。エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領には、ア・ア・ベススメルトヌィフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣その他の政府関係者が同行した。

2 エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領夫妻は、4月16日、皇居にて天皇、皇后両陛下と会見した。

3 エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、海部俊樹日本国内閣総理大臣と、平和条約締結交渉を含む日ソ間の諸問題及び相互に関心を有する主要な国際問題について率直かつ建設的な話し合いを行った。エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、海部俊樹日本国

内閣総理大臣に対し、ソヴィエト社会主義共和国連邦を公式訪問するよう招待し、この招待は、謝意をもって受諾された。訪問の具体的時期は、外交経路を通じて合意される。

- 4 海部俊樹日本国内閣総理大臣及びエム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体について詳細かつ徹底的な話し合いを行った。

これまでに行われた共同作業、特に最高レベルでの交渉により、一連の概念的な考え方、すなわち、平和条約が、領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきこと、友好的な基盤の上に日ソ関係の長期的な展望を開くべきこと及び相手側の安全保障を害すべきでないことを確認するに至った。

ソ連側は、日本国の住民と上記の諸島の住民との間の交流の拡大、日本国民によるこれらの諸島訪問の簡素化された無査証の枠組みの設定、この地域における共同の互恵的経済活動の開始及びこれらの諸島に配置されたソ連の軍事力の削減に関する措置を近い将来とる旨の提案を行った。日本側は、これらの問題につき今後更に話し合うこととしたい旨述べた。

総理大臣及び大統領は、会談において、平和条約の準備を完了させるための作業を加速することが第一義的に重要であることを強調するとともに、この目的のため、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が戦争状態の終了及び外交関係の回復を共同で宣言した1956年以来長年にわたって二国間交渉を通じて蓄積されたすべての肯定的要素を活用しつつ建設的かつ精力的に作業するとの確固たる意思を表明した。

同時に、日本国と日本国に隣接するロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国を含むソヴィエト社会主義共和国連邦との間の相互関係における善隣、互恵及び信頼の雰囲気の中で行われる貿易経済、科学技術及び政治の分野での並びに社会活動、文化、教育、観光、スポーツ、両国国民間の広範で自由な往来を通じての建設的な協力の展開が、合目的的であると認められた。

- 5 双方は、政治対話の拡大が日ソ関係の増進にとって有益かつ効果的な方途であることを確信し、最高首脳レベルでの定期的な相互訪問による政治対話を継続し、深化させ、発展させるために努力するとの決意を表明した。
- 6 双方は、1966年に合意された両国外務大臣間の協議の定期的な実施の重要性を指摘し、少なくとも年1回、必要な場合にはより頻繁に、協議を行うことを確認した。
- 7 双方は、両国が、相互の関係において、国際連合憲章第2条に掲げる原則、なかんずく次の原則を指針とすることを確認した。
- (イ) その国際紛争を、平和的手段によって、国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように、解決すること。
- (ロ) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

(略)

1991年4月18日に東京で

日本国内閣総理大臣 海部俊樹

ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領

M・ゴルバチョフ

45 ロンドン・サミット

1991年7月16日

議長声明 (抜粋)

- 5 我々は新たな国際協力の精神が、欧州におけると同様、アジアにおいても十分に反映されることを希望する。北方領土問題の解決を含む日ソ関係の完全な正常化は、このことに大きく寄与するであろう。

政治宣言 (抜粋)

- 12 ソヴィエト連邦における抜本的な改革のプロセスに対する我々の支持は引き続き強固なものである。ソヴィエト連邦の新思考外交は、東西間の緊張緩和と多数国間の平和・安全保障システムの強化とに対して多大の貢献を果たしてきたが、我々は、それが地球的規模で適用されていくべきものと信ずる。我々は、この国際協力の新しい精神が、アジアにおいても欧州におけると同様に十分に反映されることを希望する。

46 ブッシュ米大統領訪ソ時の演説

1991年7月30日於モスクワ国際関係大学

「我々は多くの場面で、50年前に戦われた世界戦争に起源を有し、それに引続く長い冷戦によって凍結されていた紛争や争いに直面している。例えば、日本の北方領土返還要求—我々はそれを支持する—のような紛争である。この紛争は、貴国の世界経済への統合を妨げ得るものであり、我々は、双方がそれを解決することを助けるために我々が出来ることなら何でもしたい。」

47 中山外務大臣の第46回国連総会演説（対ソ・対露政策五原則）

1991年9月24日

ソ連における変革の波は、新しい国際政治経済秩序の中でのソ連との協力関係への展望に希望を抱かせるものであります。

我が国は、ソ連における歴史的転換を心から歓迎し、次の原則によりつつ新しいソ連との関係を発展させる所存であります。

第1に、ソ連の内外政策全体にわたる改革に対し強い連帯と支持を表明し、適切かつ効果的な支援を強化・拡大していきます。

第2に、各共和国、特に隣接したロシア共和国との多面的協力を飛躍的に拡充・強化していきます。この関連で、ロシア共和国指導者による「戦勝国と戦敗国との区別の存在しない」新たな国際秩序の形成との考え方を高く評価し、その様な新しい協力関係の強化を目指します。

第3に、開かれたソ連が、真に建設的なパートナーとしてアジア・太平洋地域に受容されるための適切な協力を拡大します。

第4に、ソ連が国際経済体制に統合されるため、IMF、世銀への特別提携関係を始め国際経済機関との協力関係を拡大することを積極的に支持します。

第5に、最も重要な問題として、ロシア共和国がつとに重視する「法と正義」に基づき、両国が1日も早く領土問題を解決して平和条約を締結し、両国関係の抜本的改善を図ることが重要であります。我が国は、日露・日ソ関係の飛躍的発展が新たな国際秩序の構築に創造的な貢献を果たすと確信するものであります。

48 我が国国民の北方領土への訪問について

1991年10月29日閣議了解

我が国国民の北方領土への入域については、政府は、「我が国国民の北方領土入域問題について」（平成元年9月19日閣議了解）により、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民に対し要請してきたところである。

政府としては、平成3年4月18日の日ソ共同声明第4項において、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島が平和条約において解決すべき領土問題の対象であることが明確に認められ、領土問題の解決を含む平和条約の準備を完了させるための作業を加速することが第一義的に重要であることが確認されたとの新たな状況を踏まえ、北方領土に居住するソ連邦国民との交流の新しい枠組みを策定すべくソ連邦側と交渉を行ってきた。

今般、平成3年10月14日付け日ソ両国外相間の往復書簡により、領土問題の解決を含む日ソ間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として、かつ、いずれの一方の側の法的立場をも害するものとみなしてはならないとの共通の理解の下に、我が国国民の北方領土への訪問を、旅券・査証なしで行うこと等を内容とする新しい枠組みが作られた。

政府としては、このような趣旨を踏まえれば、当分の間、新しい枠組みの下での北方領土への訪問は、北方領土に居住していた者（これに準ずる者を含む。）、北方領土返還要求運動関係者及び報道関係者で、総務庁長官及び外務大臣が適当と認めるものが総務庁長官及び外務大臣が定める手続に従い、団体で実施されることが必要であると考えます。

北方領土への入域は、今後、本件枠組みの下での訪問及び昭和61年7月2日付け日ソ双方の口上書に基づく墓参のための訪問のみとし、これら以外の北方領土への入域については、引き続き前記平成元年9月19日

付け閣議了解に従って対処するよう国民各位の理解と協力を要請する。

49 エリツィン大統領のロシア国民への手紙

1991年11月14日ロシア通信報道

親愛なる祖国国民へ

南クリル諸島の運命に対する憂慮を表明した貴方がたの手紙を受け取り、ロシア連邦の立場を説明することが私の義務であると考えます。

私は、今の世代のロシア人には、以前の我が国の指導者が行った政治的な冒険に対し責任はないとの点につき、貴方がたに全く同意します。同時に、新しいロシアの指導部が負う無条件の義務は、今日なおロシアと国際社会との正常な相互関係の発展の障害となっている、過去の政治から踏襲されてきた問題の解決方法を探求することにあります。国際社会の一員としての民主主義的なロシアの将来及びその国際的な権威は、結局のところ、困難な過去の遺産をいかに早く我々が克服し、国際社会の規範を受け入れることが出来るか、すなわち、合法性、正義、国際法の諸原則の無条件の遵守というものを自らの政策の規範となし得るか、ということに多くかかっているのです。

近い将来において我々が解決しなければならない問題の一つに、日本との関係における最終的な戦後処理の達成があります。私は、ロシア人の利益の観点からみて、日本との間に平和条約がないために両国関係が事実上凍結しているという状態に今後とも甘んじていくということは、許し難いことであると確信しています。

周知のとおり、この条約締結への主な障害として、ロシアと日本との間の境界確定問題が提起されています。この問題は、長い歴史を有していますが、最近、ロシア国民の幅広い注意と様々な感情がこの問題に集まって来ています。我々は、この問題に対する自らのアプローチにおいて、正義と人道主義に則りつつ、南クリルの住民をはじめとするロシア人の利益と尊厳を強く守っていくつもりです。私は、貴方がたに対し、南クリルの住民の誰一人の将来も壊さないようにすることを確約します。歴史的に積み重ねられて来た現実を考慮し、その社会・経済及び財産上の利益が十分に確保されるでしょう。

日本との間でいかなる合意が行われる場合も、その出発点となる原則は、我々の単一かつ不可分の偉大な祖国の幸福に対する配慮であります。私は、我が国の歴史上初めて民主的に選ばれた大統領として、貴方がたに対し、ロシアの世論が、自国の政府の意図や計画についての情報を適時に、かつ十分に与えられることを確約します。

貴方がたの理解と支持を衷心より期待しています。

B・エリツィン

50 ロシア連邦政府との関係について

1991年12月27日閣議外務大臣発言要旨

ソ連邦においては、本年8月の政変後、各連邦構成共和国の権限強化の動きが強まっていたが、12月21日、アルマ・アタにおいてグルジア共和国を除くすべての共和国の「独立国家共同体」協定への参加が決定され、ソ連邦の解体は決定的なものとなった。我が国としては、かかる状況の下で、ソ連邦を構成してきた各共和国との関係の処理について早急かつ適切に対処して参る所存である。

特に、我が国に隣接するロシア連邦については、我が国は、ロシア連邦がソ連邦と継続性を有する同一の国家であり、我が国とソ連邦との間で締結されたすべての条約その他の国際約束が我が国とロシア連邦との間で引き続き有効に適用されると理解している。そこで、本27日、宮澤総理大臣よりエリツィン大統領にあて書簡を發出し、その中で、「独立国家共同体」の創設に対する祝意を表明するとともに、以上の我が国の理解を明確にし、更に、ロシア連邦との間で北方領土問題を解決して日露両国関係の飛躍的改善を実現したい旨伝達することと致したい。

51 ミュンヘン・サミット

1992年7月7日

政治宣言（抜粋）

1-9 我々は、法と正義の原則に基づき外交政策を遂行するとのロシアの公約を歓迎する。我々は、このロ

シアの公約が領土問題の解決を通じた日露関係の完全な正常化の基礎となるものと信じる。

52 日露関係に関する東京宣言

1993年10月13日東京で署名

日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、

冷戦の終焉により、世界が、地球的レベル及び地域的レベルにおいて、更には諸国家間の二国間関係において、対立構造から脱却して国際協力の発展に対し新たな展望を開くような協力へと向かいつつあり、このことは、日露二国間関係の完全な正常化のために好ましい前提を作り出しているとの認識に基づき、

日本国及びロシア連邦が、自由、民主主義、法の支配及び基本的人権の尊重という普遍的価値を共有することを宣言し、

市場経済及び自由貿易の促進が、両国経済の繁栄及び世界経済全体の健全な発展に寄与するものであることを想起し、

ロシア連邦において推進されている改革の成功が、新しい世界の政治経済秩序の構築にとって決定的な重要性を有するものであることを確信し、

国連憲章の目的及び原則の尊重の上に両国関係を築くことの重要性を確認し、

日本国及びロシア連邦が、全体主義の遺産を克服し、新たな国際秩序の構築のために及び二国間関係の完全な正常化のために、国際協力の精神に基づいて協力していくべきことを決意して、以下を宣言する。

- 1 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、ロシア連邦で行われている民主的変革と経済改革が、同国の国民のみならず世界全体にとって極めて重要な意義を有しているとの認識を共有するとともに、同国が真の市場経済への移行に成功し、民主的な国際社会に円滑に統合されることが、世界の安定を強化し、新しい国際秩序の形成過程を不可逆的なものとする上で、不可欠の要因であるとの見解を有する。

この関連で、日本国総理大臣は、

「旧議会支持派がモスクワにおいて引き起こした武力衝突によって多数の犠牲者が出たことは遺憾であるが、事態が収束し、人権の尊重を含む法と秩序が回復されつつあることを歓迎する。

エリツィン大統領が進める民主改革路線及び経済改革への支持が不変であることを改めて確認するとともに、幅広い国民的参加を得た自由かつ公正な新議会選挙によって、国民の意思が反映する真に民主的な社会が誕生し、改革が更に推進されることを強く期待する。」

との先進国首脳からのメッセージをロシア連邦大統領に伝達した。

- 2 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国関係における困難な過去の遺産は克服されなければならないとの認識を共有し、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った。双方は、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意する。この関連で、日本国政府及びロシア連邦政府は、ロシア連邦がソ連邦と国家としての継続性を有する同一の国家であり、日本国とソ連邦との間のすべての条約その他の国際約束は日本国とロシア連邦との間で引き続き適用されることを確認する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、また、これまで両国間の平和条約作業部会において建設的な対話が行われ、その成果の一つとして1992年9月に「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」が日露共同で発表されたことを想起する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、両国間で合意の上策定された枠組みの下で行われてきている前記の諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問を一層円滑化することをはじめ、相互理解の増進へ向けた一連の措置を採ることに同意する。

- 3 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、政治対話の拡大が日露関係の発展にとって有益かつ効果的な手段であることを確信し、最高首脳レベル、外務大臣レベル及び外務次官級レベルでの定期的な相互訪問による政治対話を継続し、深化させ、発展させることに同意する。
- 4 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、軍備管理・軍縮の分野でこれまで達成された成果を歓迎し、その誠実な実施の必要性を確認するとともに、このプロセスを一層促進し、不可逆的なものとするのが重要であるとの認識を共有する。

双方は、核兵器の解体並びにそれに伴う核物質の貯蔵、管理及び処理の問題が全世界の安全保障にとって有する重要性についての認識を共有するとともに、これらの分野において協力する意図を確認する。双方は、また、放射性廃棄物の海洋投棄が、世界的な規模において、なかならず、周辺諸国の環境に与える影響の見

地から、深刻な懸念を惹起していることを確認するとともに、この問題を更に検討するため、日露合同作業部会を通じて緊密に協議していくことに同意する。

双方は、1993年1月にパリにおいて化学兵器の禁止に関する条約が署名されたことを歓迎するとともに、この条約が可能な限り多数の国の参加を得て世界の平和と安定に寄与することへの期待を表明する。双方は、また、大量破壊兵器及びこれらの運搬手段並びに関連の資機材、技術及び知識の不拡散を実効的に確保し、通常兵器の移転に係る透明性を向上させるために相互に密接に協力していくことに同意する。

- 5 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、自由と開放性という共通の原則を基礎として、アジア・太平洋地域が21世紀の世界において目覚ましい発展を遂げる可能性があることについて共通の見解を有する。双方は、ロシア連邦が法と正義の原則を実践することにより、この地域において積極的かつ建設的なパートナーとなり、この地域の諸国間の政治・経済関係の発展に一層貢献していくことの意義を確認するとともに、この課題を実現するためには、この地域において重要な役割を果たしている日本国とロシア連邦の関係の完全な正常化が、この地域を平和で安定した地域とすること並びにロシア連邦を含むすべての国々及び地域に開放された自由貿易体制を基礎とする経済面での協力の発展の場とすることとの関連で、本質的に重要であるとの認識を共有する。

日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、アジア・太平洋地域における平和と安定の強化が必要であるとの共通の認識に立脚しつつ、安全保障面を含む広範な諸問題に関する両国政府当局間の対話の重要性を確認し、このような交流を更に活性化させることに同意する。

- 6 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、国際連合が、変化する国際情勢に適合しつつ新たな世界平和の維持と創造のために中心的な役割を果たし得るよう、その機能、組織の在り方を含めた議論が国際連合において重ねられていることに注目するとともに、地球的規模の諸問題及び地域的諸問題の解決に向けた国際連合の努力に対する両国の貢献を活性化し、もって国際連合の権威を一層高めるよう、共通の努力を払うことに同意する。

1993年10月13日に東京で

日本国総理大臣 細川護熙

ロシア連邦大統領 B・N・エリツィン

53 オ・エヌ・サスコベッツ・ロシア連邦第一副首相の訪日に関する 日露共同新聞発表（抜粋）

1994年11月29日

- 1 オ・エヌ・サスコベッツ・ロシア連邦第一副首相は、日本国政府の招待により、1994年11月27日より12月1日まで日本国を公式訪問した。

東京滞在中、オ・エヌ・サスコベッツ・ロシア連邦第一副首相は、村山富市日本国内閣総理大臣と会見を行った。

河野洋平日本国副総理兼外務大臣とオ・エヌ・サスコベッツ・ロシア連邦第一副首相との会談が行われ、その際、日露関係の諸問題及び双方にとって関心のある国際問題が話し合われた。更に、同第一副首相は、武村正義大蔵大臣、橋本龍太郎通商産業大臣及び高村正彦経済企画庁長官と会談するとともに、日本の国会議員及び経済界の指導者とも一連の会見を行った。

(略)

- 3 河野洋平日本国副総理兼外務大臣及びオ・エヌ・サスコベッツ・ロシア連邦第一副首相は、第二次世界大戦後半世紀を経て、欧州において平和と協力を確立するための客観的条件が生じていることを高く評価し、来る第二次世界大戦終了50周年に関連して、日露関係においても過去の負の遺産が克服されなければならないとの共通の認識を表明した。この関連で双方は、1993年10月に両国首脳により署名された東京宣言、就中第2項に依拠しつつ、平和条約を早期に締結するためにさらに一貫して前進していく両国の意図を確認した。

(略)

- 5 本年10月4日以降北西太平洋を震源地として発生した一連の地震により択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島において発生した大規模な災害に係る非常事態に関し、河野洋平日本国副総理兼外務大臣は、被害を受けた住民に対し、日本国民及び日本国政府を代表して哀悼と見舞いの意を表するとともに、日本の緊急人道支援について説明した。

オ・エヌ・サスコベッツ・ロシア連邦第一副首相は、日本国政府及び国民の見舞いと支援に対して謝意を表明した。

(以下、省略)

54 北方領土問題の解決促進に関する決議

1995年6月8日衆議院本会議決議

我が国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の返還の実現は、我々に課された国民的課題であり、全国民の永年の悲願である。

しかるに、戦後50年の節目の年に当たる今日もなお、北方領土は返還されず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは、誠に遺憾なことである。

日露両国間における政治対話をはじめとする人的、物的交流の一層の拡充を図り、北方領土問題を解決して、平和条約を締結することは、両国間の基本関係の正常化のみならず国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

よって政府は、北方領土の返還を求める国民の総意と心情にこたえるため、北方領土問題が四島の帰属問題であると位置づけた「東京宣言」を基盤とし、北方領土の返還を実現して、平和条約を締結することにより、日露両国間に真に安定した平和友好関係を確立するよう、より一層の努力を傾注すべきである。

右決議する。

55 北方領土問題の解決促進に関する決議

1995年6月9日参議院本会議決議

本年は、戦後50年の節目の年に当たる。しかるに、今日なお、我が国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の返還が実現せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

北方領土問題の解決を求める国民の総意に思いを致し、「東京宣言」を基盤とした領土返還交渉の促進、日露関係全般の均衡のとれた形での拡大、北方四島交流等の推進による両国民の相互理解の増進等の更なる努力を通じて、両国関係の完全な正常化が実現されなければならない。

政府は、戦後半世紀を経ようとする今日、国民の悲願にこたえ、決意を新たにして、北方領土問題に関する我が国の基本方針に基づき、北方領土問題を解決して、平和条約を締結し、日露間に真の安定的な平和友好関係を確立するよう、全力を傾注すべきである。

右決議する。

56 クラスノヤルスク合意

1997年11月2日

「東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くす。」

57 我が国国民の北方領土への訪問について

1998年4月17日閣議了解

我が国国民の北方領土への入域については、政府は、「我が国国民の北方領土入域問題について」（平成元年9月19日閣議了解）により、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民に対し要請してきたところである。

政府は、平成3年10月14日付け日ソ両国外相間の往復書簡により、領土問題の解決を含む日ソ間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として、かつ、いずれの一方の側の法的立場をも害するものとみなしてはならないとの共通の理解の下に、我が国国民の北方領土への訪問を、旅券・査証なしで行うこと等を内容とする枠組みを設定した。この関連で、政府としては、このような趣旨を踏まえれば、当分の間、この枠組みの下での北方領土への訪問は、北方領土に居住していた者（これに準ずる者を含む。）、北方領土返還要求運動関係者及び報道関係者で、総務庁長官及び外務大臣が適当と認めるものが総務庁長官及び外務大臣が定める手続に従い、団体で実施されることが必要であると考え、平成3年10月29日付け「我が国国民の北方領土への訪問について」の閣議了解を行った。

その後、平成5年10月13日付けの日露関係に関する東京宣言第2項において、両国政府は、北方領土問

題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意し、また、上記の往復書簡により設定された枠組みの下で行われてきている歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問を一層円滑化することをはじめ、相互理解の増進へ向けた一連の措置を採ることに同意した。さらに、我が国国民の北方領土への訪問を旅券・査証なしで行うこと等を内容とする前記の枠組みは、平成4年に開始されて以来過去の6年間順調に発展し、北方領土問題解決のための環境整備の一環として相互理解の増進を図る上で相当の役割を果たしてきた。

以上を踏まえ、政府としては、この枠組みによる訪問を更に拡充することとした。このため、当分の間、この枠組みによる北方領土への訪問は、前記の者に加え、この訪問の目的に資する活動を行う専門家で、総務庁長官及び外務大臣が適当と認めるものにより、総務庁長官及び外務大臣が定める手続に従い、団体で実施されることとする。

北方領土への入域は、今後とも、本件枠組みの下での訪問及び昭和61年7月2日付け日ソ双方の口上書に基づく墓参のための訪問のみとし、これら以外の北方領土への入域については、引き続き前記平成元年9月19日付け閣議了解に従って対処するよう国民各位の理解と協力を要請する。

58 川奈合意

1998年4月19日

「平和条約が東京宣言第2項に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21世紀に向けての日露の友好協力に関する原則等を盛り込むものとなるべきこと。」

59 S. V. キリエンコ・ロシア連邦首相の日本国公式訪問に関する共同新聞発表（抜粋）

1998年7月14日

1. S. V. キリエンコ・ロシア連邦首相は、日本国政府の招待により、1998年7月13日より14日まで日本国を公式訪問した。
日本国滞在中、S. V. キリエンコ・ロシア連邦首相は、天皇陛下に拝謁した。
2. 橋本龍太郎日本国内閣総理大臣とS. V. キリエンコ・ロシア連邦首相は、友好的かつ建設的な雰囲気の下で、詳細な話し合いを行った。日露関係の諸問題及び双方にとって関心のある幾つかの国際問題が、小渕恵三日本国外務大臣との間においても話し合われた。また、堀内光雄日本国通商産業大臣との会談が行われた。
更に同首相は、日本国経済界の指導者と会見した。
3. 日露双方は、近年、特に1997年11月及び1998年4月に、それぞれクラスノヤルスク及び川奈で行われた橋本龍太郎日本国内閣総理大臣とB. N. エリツィン・ロシア連邦大統領との間の日露首脳会談を経て、両国間の信頼関係が深まり、様々な分野にわたる関係が着実に進展してきていることを高く評価した。
4. この関連で双方は、今後とも首脳級を含むハイ・レベルの交流を通じて、両国間の「間断なき対話」を継続し、政治、経済、文化、その他の各般の分野における交流を更に深めていくことで一致した。双方は、また、1993年に署名された東京宣言に基づき2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすとの両国首脳級のクラスノヤルスク合意を実現していく上で一層の前進を図ること、また、そのための共同作業を加速化していくことが重要であることを確認した。
5. 双方は、日露関係の重要な柱の一つである貿易経済分野における両国間の協力の現状と今後の発展の方向性に特別の注意を向けた。この関連で双方は、1993年10月13日、エリツィン大統領の訪日の際に署名された「日本国とロシア連邦との間の貿易経済及び科学技術の分野における関係の今後の展望に関する宣言」を踏まえ、経済分野における両国間の協力関係を強化していく意向であることを確認すると共に、クラスノヤルスクにおける首脳会談において橋本龍太郎日本国内閣総理大臣とB. N. エリツィン・ロシア連邦大統領によって作成された「橋本・エリツィン・プラン」が両国間の貿易経済関係の発展のために有する意義を高く評価し、引き続き同プランの拡充と着実な実施に努めていくことで一致した。

(以下、省略)

60 平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（日露共同発表）

1998年10月17日

一双方は、平和条約締結問題日露合同委員会の共同議長として、クラスノヤルスク及び川奈における両首脳間の平和条約に関する合意を再確認するとともに、同合意に基づき、真剣な話し合いを行った。協議は、友好的かつ建設的な雰囲気の下で行われた。

一双方は、川奈において橋本前総理の行った提案に対する回答が現在ロシア側において検討中であり、小淵総理の訪露の際にエリツィン大統領自身との間でこの回答についての話し合いが行われることを確認した。

61 日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言（抜粋）

1998年11月13日モスクワで署名

日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、

21世紀を目前に控え、国際社会において、民主化のプロセスが進むとともに、現代世界の現実に対応した新たな形の国家間相互関係の形成が活発に進む中で、日露両国の役割と責任が増大しつつあること、及び、両国は一層緊密に協力を進める必要があることについて認識を共有し、

自由、民主主義、法の支配及び基本的人権の尊重という普遍的価値で今や結びつけられている日本国とロシア連邦が、1993年10月13日の日露関係に関する東京宣言及びこの宣言に基づき両国関係を完全に正常化することを含め、その戦略的・地政学的利益に合致する創造的パートナーシップを構築すべきであることを確信し、

この創造的パートナーシップ構築に向けての基礎となった東京宣言に基づく日本国とロシア連邦の関係の発展を肯定的に評価するとともに、両国関係をあらゆる分野で一層発展させることを決意し、

クラスノヤルスク及び川奈での非公式首脳会談を含む両国家首脳の建設的対話の結果、現在、二国間関係は急速な進展を見ており、東京宣言にいう過去の困難な遺産を克服すべき時が到来しつつあるとの共通の認識を確認し、

両国間の経済的協力の潜在的可能性は、より広くかつ効果的に現実化させる必要があり、このことはロシアにおける経済改革の継続及び日本側からの支持により多くの点で可能となるものであることを指摘し、

日露関係の質的な改善が、国際情勢、特に、その政治的及び経済的意義を増大させ続けているアジア太平洋地域の状況に好ましい影響を与えることを認識し、

国際連合憲章の目的と原則に基づく国際の平和と安全の強化のための共通の努力、及び、緊急の対応を要する地球的規模の問題の解決のための共通の努力を活発化することの重要性を認識して、

以下を宣言する。

I 二国間関係

1 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国の関係がそれぞれの国家の対外政策の中で重要な地位の一つを占めるものであることを表明する。日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、信頼、相互利益、長期的視点及び緊密な経済的協力という原則に立脚して、長期的な創造的パートナーシップを構築することが両国の最重要課題であることを認識する。

両首脳は、このパートナーシップの下で、二国間の諸問題を共同して解決するばかりでなく、国際的な場における協力を通じて、アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安定に寄与するとともに、地球的規模の諸問題の解決のための協力を活発化し、「信頼」の強化を通じて「合意」の時代へと両国関係を発展させることを決意する。

2 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、本年4月の川奈における首脳会談において日本側から提示された択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に係る問題の解決に関する提案に対してロシア側の回答が伝えられたことにかんがみ、東京宣言並びにクラスノヤルスク及び川奈における首脳会談に際して達成された合意に基づいて平和条約の締結に関する交渉を加速するよう両政府に対して指示する。

両首脳は、平和条約を2000年までに締結するよう全力を尽くすとの決意を再確認する。このため、両首脳は、既存の平和条約締結問題日露合同委員会の枠内において、国境画定に関する委員会を設置するよう指示する。

両首脳は、また、国境画定に関する委員会と並行して活動し、上記の諸島においていかなる共同経済活動

を双方の法的立場を害することなく実施し得るかについて明らかにすることを目的とする、上記の諸島における共同経済活動に関する委員会を設置するよう指示する。

両首脳は、人道的見地から、旧島民及びその家族たる日本国民による、上記の諸島への最大限に簡易化されたいわゆる自由訪問を実施することにつき原則的に合意し、このような訪問手続の法的・実際の側面を検討するよう指示する。

- 3 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、日露両国の隣接する地域の住民の間の相互理解の促進及び多面的、互恵的な協力の発展を図り、もって平和条約の早期締結のための環境を整備することを目的とする、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島をめぐる協力の重要性を認識する。

この関連で、両首脳は、人道的観点から緊急の対応を要する場合の両国間の協力の枠組みが拡充されたことを歓迎する。

また、両首脳は、日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における若干の事項に関する協定の締結及びこの協定の下での操業の円滑な実施を高く評価するとともに、これが両国間の信頼関係の強化に大きく貢献していることを確認する。

- 4 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国間の政治対話を深め、強化すると確固たる意図を有する。双方は、毎年首脳レベルでの公式の接触を実現し、両首脳間の非公式会談の慣行を積極的に利用し続ける意図を表明する。

(略)

1998年11月13日にモスクワで

日本国総理大臣 小淵恵三

ロシア連邦大統領 B. N. エリツィン

62 我が国国民の北方領土への訪問について

1999年9月10日閣議了解

我が国国民の北方領土への入域について、政府は「我が国国民の北方領土入域について」（平成元年9月19日閣議了解）により、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民に対し要請してきたところである。

その後、平成3年10月29日付け及び平成10年4月17日付けの閣議了解「我が国国民の北方領土への訪問について」において、我が国国民の北方領土への入域は、平成3年10月14日付け日ソ両国外相間の往復書簡により設定された枠組みの下での訪問（以下「四島交流」という。）及び昭和61年7月2日付け日ソ双方の口上書に基づく墓参のための訪問（以下「墓参」という。）のみとし、これら以外の北方領土への入域については、前記平成元年9月19日付け閣議了解に従って対処するよう国民各位の理解と協力を要請してきたところである。

今般、平成10年11月13日に署名された日本国とロシア連邦との間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言第1部第2項における日露両首脳間の原則的な合意に基づき、政府は、平成11年9月2日付け日露双方の口上書により、旧島民及びその家族たる日本国民による、北方領土への最大限に簡易化されたいわゆる自由訪問（以下「自由訪問」という。）の枠組みを設定した。これにより、我が国国民の北方領土への訪問として、従来の四島交流及び墓参に加え、日露両国のいずれの一方の法的立場をも害するものとみなしてはならないとの共通の理解の下に、自由訪問が実施されることとなった。

北方領土への入域は、今後、この枠組みの下での自由訪問並びに四島交流及び墓参のみとし、これら以外の北方領土への入域については、引き続き前記平成元年9月19日付け閣議了解に従って対処するよう改めて国民各位の理解と協力を要請する。

63 平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明

2000年9月5日

1. 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、日本国とロシアとの間にその戦略的・地政学的利益に合致する創造的パートナーシップを構築すると志向に則り、本年9月4日及び5日東京にて、平和条約の問題を含

め、二国間関係全体について詳細な交渉を行った。

2. 双方は、1997年のクラスノヤルスクにおける日露首脳会談において、東京宣言に基づき2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことが合意されて以降、次のような肯定的実績を上げたことを確認した。
 - 外務大臣レベルの平和条約締結問題合同委員会が設置された。
 - 国境画定に関する委員会が設置され、その枠内において積極的な交渉が継続されている。
 - 共同経済活動に関する委員会が設置され、積極的に作業している。「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島（以下「諸島」という。）における共同経済活動の発展に関する日露協力プログラム」が署名された。
 - 海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定が署名され、成功裡に実施されている。
 - 諸島への最大限に簡易化された手続によるいわゆる自由訪問について達成された合意が実施されている。
 - 1991年の合意に従って実施されている諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問の参加者の範囲が1998年から拡大されている。
 - 1994年の地震に関連して実施が開始された人道支援の分野に、緊急の支援を要する場合が含まれている。
3. 双方は、クラスノヤルスク合意の実現のための努力を継続すること及びその肯定的実績を一層強固なものとするよう最大限助長していくことが不可欠であることを一致して認めた。
4. 双方は、1993年の日露関係に関する東京宣言及び1998年の日本国とロシア連邦との間の創造的パートナーシップの構築に関するモスクワ宣言を含む今日までに達成された全ての諸合意に依拠しつつ、「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより」平和条約を策定するための交渉を継続することに合意した。

交渉のプロセスの効率性を高めるとの志向に則り、双方は、平和条約締結問題合同委員会における各々の代表者に対し、以下の措置をとるよう指示を与えた。

 - 平和条約締結問題合同委員会及び国境画定に関する委員会の作業を一層加速化するための新たな方策を策定すること。
 - 日露間領土問題の歴史に関する共同資料集につき、これに93年以降の時期に関わる資料を含めることをはじめとして、その新しい版を準備するための措置をとること。
 - 平和条約締結の重要性を各々の国の世論に説明するための努力を活発化させること。
5. V. V. プーチン・ロシア連邦大統領は、様々な分野における二国間関係の一層の発展及び平和条約交渉の積極的前進を図るため、ロシア連邦を公式に訪問するよう森喜朗日本国総理大臣を招待した。森喜朗日本国総理大臣は、感謝をもって招待を受け入れた。訪問の時期は外交ルートで合意される。

双方は、できる限りの機会を活用し、今後とも積極的な対話を維持することが有益であると認めた。
6. 交渉は、率直、信頼及び相互尊重の雰囲気の下で行われた。

2000年9月5日に東京で

日本国総理大臣 森 喜朗
ロシア連邦大統領 V. V. プーチン

64 平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明

2001年3月25日

森喜朗日本国総理大臣とV. V. プーチン・ロシア連邦大統領は、2001年3月25日イルクーツクにて会談した。双方は、2000年4月の日本国総理大臣のサンクト・ペテルブルグ訪問及び2000年9月のロシア連邦大統領の東京訪問以降、両国関係がすべての分野で一層発展を見せていることに満足の意を表明した。

2000年9月5日に署名された平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明において合意された諸点を踏まえて、平和条約問題についての突っ込んだ意見交換が行われた。

双方は、90年代において、交渉プロセスが質的に活発化し、相互の立場に関する認識が深化したことを表明する。交渉に対し、重要で肯定的な弾みを与えたのは、1993年の日露関係に関する東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすというクラスノヤルスク合意である。双方は、クラスノヤルスク合意の実現に関する作業が重要な成果をもたらしたこと及びその創造的な力を今後とも維持しなくてはならないことを指摘した。

双方は、この関連で、平和条約の締結が、日露関係の前進的發展の一層の活発化を促し、その関係の質的に新しい段階を開くであろうとの確信に基づき、

- －平和条約締結に関する更なる交渉を、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1973年の日ソ共同声明、1991年の日ソ共同声明、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明及び本声明を含む、今日までに採択された諸文書に基づいて行うことに合意した。
- －1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言が、両国間の外交関係の回復後の平和条約締結に関する交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認した。
- －その上で、1993年の日露関係に関する東京宣言に基づき、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより、平和条約を締結し、もって両国間の関係を完全に正常化するため、今後の交渉を促進することで合意した。
- －相互に受け入れ可能な解決に達することを目的として、交渉を活発化させ、平和条約締結に向けた前進の具体的な方向性があり得べき最も早い時点で決定することで合意した。
- －平和条約の早期締結のための環境を整備することを目的とする、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島を巡る協力を継続することを確認した。
- －2001年1月16日にモスクワで河野外務大臣とイワノフ外務大臣により署名された「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集の新版及び平和条約締結の重要性に関する世論啓発事業に関する覚書」の実施の重要性を確認した。

双方は、交渉を行う上で極めて重要なのは、日露関係において相互理解、信頼及び多様な方面における幅広い互恵的な協力に基づく雰囲気維持することであることを基本とする。

2001年3月25日イルクーツクにて

日本国総理大臣 森 喜朗
ロシア連邦大統領 V. V. プーチン

65 日露行動計画の採択に関する 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明

2003年1月10日

日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、
国際社会において、自由と民主主義の原則を基礎とした新たな形態の国家間協力の活発な形成過程が進んでいる現状において、世界における日本国とロシア連邦の役割と責任が増大しており、両国の協力の一層の強化が不可欠であるとの見解を共有し、

国際連合憲章の目的と原則に基づく国際の平和と安全の強化及び国際的なテロリズムへの対策の問題を始めとする喫緊のグローバルな問題の解決のために、共通の努力を活発化することが重要であることを理解し、地球的及び地域的レベルにおける日本国とロシア連邦の協力の強化が両国関係の進展を促進するとともに、国際社会全体の利益に応えるものであることに立脚し、

自由、民主主義、法の支配及び基本的人権の尊重という普遍的価値を共有する日本国とロシア連邦が、両国の戦略的・地政学的利益に合致する創造的パートナーシップの構築に向けて引き続き力を尽くす意向であることを確認し、

ロシア連邦と主要諸外国との関係がそれぞれ構造的かつ肯定的な変化を遂げている中で、両国関係を、様々な分野における協力の活性化を通じて、その潜在力に見合ったレベルに引き上げることが求められており、このことがアジア太平洋地域情勢及び国際情勢全体に戦略的意義を与え得ることを認識し、

両国関係における困難な過去の遺産を最終的に克服して広範な日露パートナーシップのための新たな地平線を開くことを志向し、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、

2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明及び2001年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明を含むこれまでに達成された諸合意に基づき、精力的な交渉を通じて、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきであるとの決意を確認し、

2000年9月に署名された「貿易経済分野の協力の深化のためのプログラム」が両国間の貿易経済関係の進展に果たした役割を高く評価するとともに、両国間のこの分野での協力の潜在的可能性を更に幅広くかつ効果的に現実化していくことの必要性を指摘し、

日本センターを通じた技術支援を含め、日本国の技術支援がロシア連邦の市場経済への移行を促進したこと、の意義を指摘するとともに、日本国が支持しているロシア連邦のWTO加盟を含め、ロシア連邦が国際経済体制に完全に統合されることが国際社会全体の利益に應えるものであることを確信し、

2003年のロシア連邦における一連の日本国の文化行事等及び将来の日本国におけるロシア連邦の同様の行事の実施並びに両国の様々な層における人的交流の拡大が、日露両国の国民の間の友好、信頼及び相互理解の深化を一層促進することを確信し、

日露協力の飛躍的かつ全面的な発展を確保するために具体的施策を採ることの重要性を強調して、

附属する日露行動計画を採択するとともに、本行動計画を着実に実現していくために共同作業を行うとの両国の意思を表明した。

2003年1月10日モスクワにて

日本国総理大臣 小泉 純一郎
ロシア連邦大統領 V. V. プーチン

日露行動計画

1. 政治対話の深化（省略）

2. 平和条約交渉：「困難な過去の遺産の克服と広範な日露パートナーシップの新たな地平線の開拓」

これまで継続されてきた両国間の精力的な交渉の結果、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明、2001年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明を含む重要な諸合意が達成された。この困難な問題の解決策を用意することを目的として、両国外務大臣を議長とする平和条約締結問題合同委員会が、また、その下で国境画定に関する委員会及び共同経済活動に関する委員会が設立された。

日露関係の着実な発展及び平和条約締結の重要性についての一連の両国世論への働きかけが実施された。日露フォーラム「グローバル化の下でのアジア太平洋地域における日露関係」を含む様々な両国間のフォーラム及びセミナーが開催され、日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集が作成され、両国の識者、学者及び専門家の間における平和条約問題についての活発な議論を促した。この議論には両国議会の議員も積極的に参加した。こうした議論を経て、平和条約締結交渉を前進させるためには、感情と先入観から解放された雰囲気をも両国関係において確保する必要があるとの共通の結論が導かれた。

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島（以下、「諸島」という。）の住民と日本国民との間の四島交流、いわゆる自由訪問等の実施により、両国国民間の相互理解が深化した。1991年以来、約1万人の両国民がこうした交流に参加した。

1998年に署名された日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定の下で、日本漁船による諸島の水域における円滑な操業が確保されている。

諸島の住民に対して、過去10年にわたり、日本国政府により支援委員会を通じて支援が行われてきた。

今後の行動

両国は、質的に新たな両国関係を志向しつつ、相互に対する理解及び敬意の一層の深化並びに相互信頼の強化を進めていくことが重要であるとの認識に立脚し、平和条約締結問題の相互に受け入れ可能な解決を模索す

るプロセスを精力的に継続する。その際、両国は、以下を行う。

両国は、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993年の日露関係に関する東京宣言、2001年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明及びその他の諸合意が、諸島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉の基礎であるとの認識に立脚し、引き続き残る諸問題の早期解決のために交渉を加速する。両国は、交渉を行うにあたり、両国関係において相互理解、信頼及び様々な分野における広範かつ互恵的な協力の雰囲気を維持することが極めて重要であることを確認する。

両国は、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明に立脚し、然るべき啓発資料の共同作成及び配布を含め、平和条約締結及びあらゆる分野における両国関係の着実な発展の重要性を両国の世論に説明するための努力を継続する。

両国は、四島交流事業を今後も発展させていくべく努力する。その際、青年及び児童の交流並びに互いの言語の習得といった活動に特別な注意を払う。また、両国は、いわゆる自由訪問の実施方法を、最大限に簡易化された方式で行うとの合意を念頭に置きつつ、改善するべく努力する。

両国は、四島交流の枠組みにおいて実施された諸島の地域における環境に関する共同調査を踏まえた環境問題に関する意見交換を、日露環境保護合同委員会の場で行っていく。

両国は、日本国からの諸島の住民に対する人道的観点からの適切な支援が効果的に実施されるよう、必要に応じて協力する。日本国は、今後ともこのような支援を継続していく意向である。

両国は、1998年の日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定が、両国関係の強化及び両国間の信頼の深化に貢献しているとの認識を踏まえ、この協定により規定されている協力を互恵的な基礎の上に継続する。

両国は、共同経済活動に関する委員会の活動を通じて、諸島の地域における共同経済活動の両国にとって受け入れ可能な形態を模索する。

3. 国際舞台における協力 (省略)
4. 貿易経済分野における協力 (省略)
5. 防衛・治安分野における関係の発展 (省略)
6. 文化・国民間交流の進展 (省略)

66 極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ

2007年6月7日

アジア太平洋地域は、域内の互恵的な相互依存・協力関係を強化しつつ、他地域に例を見ないダイナミックな進化・発展を遂げてきている。同地域の戦略的安定と持続可能な発展の確保は、日本を含む域内各国の将来にとって、基本的な重要性を帯びている。にもかかわらず、同地域の重要な構成国であるべきロシアのアジア太平洋地域との関係は、昨年10月、30年以上の日露間の協力の結果、サハリンからの本格的な原油の輸出が開始される等エネルギー分野での協力関係はあるものの、その他の分野での関係は未だ十分強いものとは言えない。

こうした状況の下、ロシアは、極東・東シベリア地域の社会・経済発展を、アジア太平洋地域全体の統合プロセスの中に位置付けた。極東・東シベリア地域が今後その安定を維持しつつ、経済的潜在力を活かした社会・経済発展を成し遂げ、関係諸国と連携・協調しながら、透明性をもってアジア太平洋地域との経済的、社会的、人的つながりを強化していけば、アジア太平洋地域の戦略的安定と持続可能かつ互恵的な発展において、ロシアが建設的な役割を担うことが期待される。

かかる観点から、日本として、以下の分野を中心に、互恵的な政府間及び民間協力の推進・促進を両国間で検討していくことを提案する。

1. エネルギー

アジア・太平洋諸国の中長期的なエネルギー安全保障及び極東・東シベリア地域の発展のためのエネルギー安定供給の確保に向け、石油、天然ガス、原子力平和利用等の分野において日本が有する高度な技術とロシアの事業基盤を相互補完的に活かしつつ、極東・東シベリア地域における日露両国企業の協力を促進する。

2. 運輸

輸送・物流網の整備を通じた経済・人的交流促進は不可欠。特に、アジア太平洋諸国がシベリア鉄道を活用したロシア、欧州への物流ルートを確認することは、ロシアにもアジア太平洋諸国にとっても戦略的利益となる。かかる考え方を踏まえ、これらの分野における協力のあり方について両国関係者の間で検討する。

3. 情報通信

極東・東シベリア地域は、情報面においてもアジア・太平洋地域との重要な結節点となり得る。例えば、東アジアと欧州を、極東・東シベリアを経由する光ファイバー網によって結ぶことは、ロシアにとってもアジア太平洋諸国にとっても戦略的利益となる。世界最高水準のブロードバンド環境や携帯電話技術等を有する我が国の情報通信技術（ICT）を活用することも視野に、日露両国のICT関連企業間の協力を奨励する。

4. 環境

アジア・太平洋地域の持続可能な発展に向けて、環境対策に十分配慮していく必要がある。かかる考え方を踏まえ、極東・東シベリア地域において、森林保全、既設発電所のリハビリ、京都議定書に基づく共同実施等の温室効果ガスの削減に向けた取組や、環境モニタリング、油濁防止、原潜解体等を含め、豊かで多様な生態系を有するオホーツク海及びその周辺地域の環境保全に向けた協力を検討する。

5. 安全保障

極東・東シベリアの安全保障・治安上の脆弱性は北東アジアの不安定要因となり得る。関係諸国とも連携しながら、かかる脆弱性を早期に克服することが重要。かかる観点から、薬物・銃器の密輸、密漁等の犯罪対策、国際テロ対策、不審船対策、海難救助等の分野における日露協力、アジア太平洋地域の平和と安全の強化に資する防衛交流、及び、原潜解体や核、ミサイルを含む大量破壊兵器等の軍縮・不拡散分野における日露協力を進めていく。

6. 保健・医療

相対的に医療事情が劣悪で、乳児死亡率が高い極東・東シベリア地域における保健分野の状況改善のために、最先端医療等を紹介する可能性を検討する。

7. 貿易投資の拡大及び環境の改善

日露貿易投資協力拡大に関する行動プログラムに基づき、貿易投資の拡大を図る。また、貿易投資環境の改善を進めるために、ロシアにおいて産業・輸送インフラの整備、金融・決済制度の整備、税務行政の簡素化・透明化、税関手続の一層の簡素化・透明性向上、司法制度の整備、知的財産権保護の強化、投資家保護の強化等、貿易投資環境の改善に向けた必要な措置がとられることを期待し、今後のロシア側の動きを注視していく。日露貿易投資促進機構は、この分野において、一定の役割を果たすことができる。

8. 地域間交流の促進

地方自治体間の協力や、観光交流を含む国民間交流を促進する。来る2008年に北海道の洞爺湖において催されるG8サミットは、極東・東シベリアと北海道との間の交流を深める良い機会である。特に、来年のG8北海道洞爺湖サミットに際して日露の青年交流を飛躍的に強化するイニシアティブを打ち出し、その中で極東・東シベリア地域との交流強化に重点を置くことを検討する。

67 日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明

2013年4月29日

安倍晋三日本国総理大臣は、V.V. プーチン・ロシア連邦大統領の招待により、2013年4月28日から30日までロシアを公式訪問した。

1. 安倍晋三日本国総理大臣及びV.V. プーチン・ロシア連邦大統領（以下「両首脳」という。）は、相互信頼と互恵の原則に基づいてあらゆる分野で二国間関係を発展させる良き隣国としての日本とロシアの確固たる意思を確認した。

2. 両首脳は、今日の世界はダイナミックな変革期にあり、21世紀の最初の10年におけるグローバルなプロ

- セスの急激な加速化により、日本国及びロシア連邦は、国際的な議題の設定及び特にアジア太平洋地域の安定と繁栄に大きな責任を共有していることを指摘した。
3. 両首脳は、近年強まった両国間の肯定的な雰囲気に基づく友好関係の強化は、日本国及びロシア連邦の国益にかかっており、双方が目指す戦略的パートナーシップ構築のための良い前提条件を作り出しているとの認識で一致した。
4. 両首脳は、2003年の日露行動計画に記された多くの分野における協力の進展に満足の間意を表するとともに、全ての分野における進展を達成するために、追加的な努力を行い、二国間協力に総合的かつ多面的性質を付与する必要性を確認した。
5. 両首脳は、二国間の政治対話のダイナミズムを指摘し、両国首脳の定期的な相互訪問及び国際的フォーラムの際の会談を含む日露首脳レベルのコンタクトを今後強化する意向を表明した。また、両国外務大臣が少なくとも年1回の交互の訪問実施を目指すことで合意した。
6. 両首脳は、両国の議会間交流が、二国間関係の着実な発展を促す政治対話の重要な要素であることを確認し、経験の交換、相互理解の改善、共同の経済及び文化・人文分野のプロジェクトに弾みを与えることを目的として、議会間の交流の活発化を支援する意向を表明した。
7. 両首脳は、第二次世界大戦後67年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常であることで一致した。両首脳は、両国間の関係の更なる発展及び21世紀における広範な日露パートナーシップの構築を目的として、交渉において存在する双方の立場の隔たりを克服して、2003年の日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画においても解決すべきことが確認されたその問題を、双方に受入れ可能な形で、最終的に解決することにより、平和条約を締結するとの決意を表明した。
8. 両首脳は、平和条約締結交渉を、2003年の日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画を含むこれまでに採択された全ての諸文書及び諸合意に基づいて進めることで合意した。
9. 両首脳は、日露パートナーシップの新たな未来志向の地平を模索する中で、両首脳の議論に付するため、平和条約問題の双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を自国の外務省に共同で与えることで合意した。
10. 両首脳は、現代の世界においては多くの要素が日露両国を結びつけているとの確信を表明し、友好的で建設的な雰囲気の下、相互信頼の強化、全ての方向性における着実な互恵的な協力の拡大、互いの国民感情への配慮を背景として平和条約交渉を進めることが重要であるとの認識を共有した。
11. 両首脳は、世界におけるアジア太平洋地域の役割の増大と、国際的安全保障分野における大きな変化の中で、両国間の安全保障・防衛分野における協力を拡大することの重要性を確認し、閣僚級の外務・防衛当局間協議（「2+2」）を立ち上げることで合意した。
12. 両首脳は、2012年10月23日に日本国外務省とロシア連邦安全保障会議事務局との間で覚書が署名されたことを歓迎し、同覚書に基づく定期協議を行う意向で一致した。
13. 両首脳は、2006年に署名された日本国防衛庁とロシア連邦国防省との間の対話及び交流の更なる発展に関する覚書に沿って、防衛当局の長を含む代表者間の定期交流、艦艇の相互訪問及び捜索救難訓練といった協力が進展していることを肯定的に評価し、両国間の相互信頼強化の重要な要素であるこのような防衛当局間・部隊間交流の拡大及びテロ・海賊との闘いを含む協力の新たな分野の模索の必要性につき一致した。
14. 両首脳は、国際テロリズム、国際組織犯罪及び麻薬の違法取引に関する効果的な対策を目的とした刑事共助を含む関係当局間の協力を更に深化させることが重要であるとの一致した意見を表明した。この関連で、両首脳は、日本国国家公安委員会とロシア連邦金融監督庁との間のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る情報交換枠組み設定に関する文書の署名を歓迎した。
15. 両首脳は、世界経済の成長センターがアジア太平洋地域に移行し、また、地域内の経済の相互依存が強

化される中で、相互信頼に基づく対等なパートナーとしての両国間の互恵的な貿易経済協力の全面的な深化は、両国間の関係の強化の重要な要素であることを強調した。

16. 両首脳は、日本国とロシア連邦との間の貿易高は2012年に記録的な指標を達成し、着実に増加しており、日本国の対ロシア連邦直接投資も活発となり、貿易経済分野における協力が新たなレベルに上がったことを指摘した。両首脳は、2012年11月に東京で開催された貿易経済に関する日露政府間委員会第10回会合の結果、日露貿易投資促進機構の重要な役割及びビジネス界代表者の間の定期的接触の効果的実施を肯定的に評価した。

17. 両首脳は、日本国とロシア連邦の極東・東シベリア地域との間の貿易経済協力の活性化に向けた、エネルギー、農業、インフラ、運輸等の分野における互恵的なプロジェクトの推進の意義を特に指摘した。また、両首脳は、同地域における協力推進のための両国間の官民パートナーシップ協議を開催することに賛同した。

18. 両首脳は、国際協力銀行（JBIC）、開発経済銀行（VEB）及びロシア直接投資基金（RDIF）の間で、「日露投資プラットフォーム」の設立に係る覚書が署名されたことを歓迎し、このメカニズムが、ロシア連邦において、日本企業が参画する互恵的案件的実施のために積極的に活用されることへの期待を表明した。

19. 両首脳は、日本貿易保険（NEXI）及びロシア輸出信用・投資保険庁（EXIAR）との間で、貿易・投資促進に向けた協力関係構築に係る覚書が署名されたことを歓迎した。

20. 両首脳は、ロシア連邦のWTO加盟を歓迎するとともに、ロシア連邦における貿易投資環境の改善が両国間の貿易経済協力の更なる発展を促進することで一致した。両首脳は、ロシア連邦における貿易投資環境改善の制度的問題に関する日露作業部会の第一回会合が成功裏に開催されたことを肯定的に評価し、この分野の取組の活発化に賛意を示した。

21. 両首脳は、日本企業による対露進出拡大の機運を歓迎し、一時的労働行為の問題に関し、新たな国際約束による可能性も含め、必要な措置をとるための予備的な協議を実施することに賛同した。

22. 両首脳は、ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議の果たしている重要な役割を指摘するとともに、近代化、イノベーション及び現代的テクノロジーを利用した高付加価値製品の生産及び消費の分野で協力を発展させる必要性について一致した見解を表明した。

23. 両首脳は、運輸インフラの近代化、都市環境問題の解決、食品産業の発展並びに先進的な医療技術及び医療機器並びに医薬品の普及及び実践的活用における互恵的協力の拡大の意義を強調し、これらの問題に関する二国間作業部会その他の協力のメカニズムを活発化するよう指示した。

24. 両首脳は、エネルギーは日露経済協力の主要な分野の一つであることにつき見解を共有し、「東シベリアー太平洋」パイプラインシステムの完成を歓迎し、この分野における両国間のパートナーシップをアジア太平洋地域のエネルギー安全保障の強化の文脈において検討しつつ、かつ、2011年3月11日の東日本大震災後の日本国におけるエネルギー需要の増大及び価格の上昇に注意を払いつつ、市場の情勢を考慮した競争力ある価格でのエネルギー供給を含む互恵的な条件でのロシア連邦の極東・東シベリア地域等における石油・ガス分野の両国エネルギー協力の拡大の重要性を強調した。

25. 両首脳は、2012年5月3日に原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定が発効したことを歓迎し、原子力安全を含む原子力分野での協力を進展させることを確認した。

26. 両首脳は、福島第一原子力発電所における事故の後、原子力エネルギー施設の安全確保のための共同の努力が必要であるとの国際社会で形成された共通理解を確認し、増大する世界のエネルギー需要を満たすための重要なエネルギー源の一つである原子力エネルギーに対する信頼の回復のため、原子力安全に関する国際的な法的枠組みの強化及び核物質の防護に関する条約の改正の早期発効の重要性を指摘した。

27. 両首脳は、密漁及び日本国へのロシアの海洋生物資源の密輸出を断固として非難し、2012年9月8日にウラジオストクで署名された北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防

止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定に関する両国間の緊密な連携を歓迎し、その早期の発効に向けた作業の活性化及び発効後の効果的な実施への期待を表明した。

28. 両首脳は、日露両国が、1984年12月7日付けの日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定、1985年5月12日付けの漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定、及び1998年2月21日付けの日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定の枠組みにおける協力を互恵的な基礎の上に継続することを確認した。

29. 両首脳は、外交当局間協議のメカニズムを活用し、北極海の問題に関する二国間協力を実施する意向を表明した。ロシア連邦大統領は、日本国による北極評議会オブザーバー資格申請に留意した。

30. 両首脳は、二国間協力全体を効果的に進展させるため、人的交流及び伝統食文化の相互推進のための行事を含む文化交流の拡大により、両国の国民の間の相互理解及び信頼を更に深化させることが重要な意義を有していることにつき意見が一致し、その関連で、文化センターの設置及び活動に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結を歓迎した。

31. 日本国総理大臣は、ビジネス・コンタクトの活発化、観光客の増加及び人的交流の拡大を目的として両国国民の短期渡航の査証相互撤廃の展望についての省庁間協議を始めるとのロシア連邦大統領の提案に留意した。

32. 両首脳は、友好及び相互理解の観点から、文化及び人文交流の拡大の重要性を確認し、ロシア連邦における日本文化フェスティバル、日本国におけるロシア文化フェスティバルを始めとする日本国及びロシア連邦における各種文化紹介行事が毎年成功裏に実施されていることを歓迎した。

33. 両首脳は、日露間の大学間交流の進展を歓迎し、教育・学術分野における交流が一層活発化することへの期待を表明した。

34. 両首脳は、スポーツ分野における交流を発展させる重要性につき一致し、2014年を「日露武道交流年」とすることを決定した。

35. 両首脳は、青年交流が日露関係の着実な発展のために特別な意味を持つことを確認し、青年交流計画の成功裏の実施により2008年に両国首脳間により課された年間500名規模への拡大という課題が2012年に達成されたことを指摘しつつ、両国間の青年交流を更に拡大することを支持した。

36. 両首脳は、日本国とロシア連邦は国際問題に関する両国間のパートナーシップに対して重要な意義を与え、アジア太平洋地域及び世界の安定と繁栄のための協力及び連携を強化することを確認した。

37. 両首脳は、国際社会の平和、安定及び繁栄に果たす国際連合の中心的及び調整的役割を強調し、国連、G8及びG20の枠内において焦眉の国際問題の解決のため連携を継続することに賛意を示した。

38. 両首脳は、NPT体制の維持・強化及び、戦略的安定に影響を与えている全ての要素を考慮して軍縮の問題に関する多数国間対話の前進を推進する目的を含め、軍備管理、軍縮及び不拡散の分野における多数国間のフォーマットにおいて両国間の協力を拡大し、取組を調整する重要性を指摘した。

39. 両首脳は、宇宙分野における取組を調整する意義を強調した上で、宇宙空間の平和目的での利用の重要性を指摘し、宇宙活動の透明性及び信頼性向上のための国際的な行動規範策定の必要性を強調しつつ、新しい協力の方向性の模索を含む、同分野における二国間対話を強化すべきことで一致した。

40. 両首脳は、グローバルな問題におけるアジア太平洋地域の増大する役割を指摘し、持続的発展のためのこの地域における安全及び安定の条件を確保する目的で、東アジア首脳会議(EAS)、アジア欧州会合(ASEM)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)といったアジア太平洋地域の多数国間機構の枠組みにおける建設的な協力を継続することで一致した。

41. 両首脳は、ロシア連邦が議長を務めた2012年のAPECにおける活動の重要な成果を歓迎し、ウラジオストクAPEC首脳会合で達成された諸合意を実現するために、本フォーラムにおいて更に緊密に協力する用意があることを表明した。
42. 両首脳は、国際社会の呼びかけにもかかわらず、核兵器・弾道ミサイルの製造を執拗に放棄しようとし、ない北朝鮮の行為を非難し、2013年2月12日の核実験の実施は国連安全保障理事会決議第1718号、第1874号及び第2087号の直接的な違反であることを強調し、国連安全保障理事会決議第2094号の確実な履行を呼びかけ、北朝鮮に対して、国連安全保障理事会決議及び2005年9月19日付け六者会合第4ラウンドの共同声明を遵守するよう強く求めた。
43. ロシア連邦大統領は、日本人拉致問題の人道的側面への理解を表明し、日朝間の交渉によるこの問題の早期解決の重要性を強調した。
44. 両首脳は、核問題を含む朝鮮半島の諸問題の政治・外交的解決へのコミットメントを強調し、この関連で、2005年9月19日付け六者会合第4ラウンドの共同声明の原則及び目的に基づいて、六者会合を再開するための環境を創設する努力を継続することに賛意を示した。
45. 両首脳は、イランの核問題の解決は、相互主義及びステップ・バイ・ステップの原則に基づいた交渉を通じて、平和的・外交的手段によってのみ可能であるとの確信を表明し、イランに対し、国際社会の深刻な懸念を払拭し、イランの核計画が専ら平和的な性格であることを示すことを目的として、イランの核計画に対する国際的な信頼を回復するよう、真剣な取組を行い、また、関連の国連安全保障理事会決議から生じる自らの義務を完全に遵守し、IAEAとの協力を含め、IAEA理事会の要求を履行するよう呼びかけた。
46. 両首脳は、アフガニスタンにおける、カブールの主導的役割の下での国民的和解プロセスへの支持を表明し、アフガニスタンが、テロ及び麻薬のない、平和的、安定的、かつ経済的に繁栄する国家に速やかになることに賛意を示し、アフガニスタンの持続可能な経済成長と発展のため、国際社会からの支援の継続と共に、アフガニスタン側のガバナンス向上に向けた更なる取組が必要であることを確認した。この関連で、ロシア連邦大統領は、2012年7月のアフガニスタンに関する東京会合の組織及び実施のための日本国の努力を高く評価した。両首脳は、東京会合で構築した相互責任に関する東京フレームワークのフォローアップを含め、これに係る国際的なコミットメントの着実な実施の重要性を強調した。
47. 両首脳は、アフガニスタンの麻薬の脅威に対して積極的に取り組み、それにより麻薬取引から多大な資金を得ている国際テロリズムとの闘いに重要な貢献を行う決意を表明した。この関連で、ドモジェドヴォにおけるロシア内務省職員技能向上施設におけるアフガニスタン麻薬警察研修に関する日露共同プロジェクトの成功が指摘され、同プロジェクトの実施を継続する意向が表明された。
48. 両首脳は、アラブ・イスラエル紛争の包括的、公平かつ長期的な解決は、関連の国連安全保障理事会決議、マドリッド原則、ロードマップの関連規定、アラブ和平イニシアティブ、両者の過去の諸合意に基づくべきことを確認し、イスラエルとパレスチナとの間の直接交渉の停滞に深刻な懸念を表明し、イスラエル人及びパレスチナ人に対して一方的な行為を避け、互いに歩み寄る措置をとり、交渉プロセスを再開するよう呼びかけた。両首脳は、国際的仲介人による中東「カルテット」を含む全ての関係者に対して、パレスチナ・イスラエル紛争の平和的解決のために、平和構築の取組を活発に支援するよう呼びかけ、また、和平プロセスのメカニズム活性化につき日露間の連携継続の意思を確認した。
49. 両首脳は、パレスチナ人の生活レベルの本質的向上に基づく将来性あるパレスチナ経済の創設は、パレスチナ国家の建設の不可欠の条件であることを確認し、これらの努力を支持するよう国際社会に対して呼びかけた。ロシア連邦大統領は、日本国が2013年2月に「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)」を開催したことを歓迎した。両首脳は、今後とも国際社会と連携しながら、パレスチナの脆弱な経済社会状況の改善に向けて、両国を含む関係国がパレスチナ支援を進めていく必要性を確認した。
50. 両首脳は、シリアにおける激しい人道危機に関する深刻な懸念を表明し、シリア人自身の主導による政治的移行プロセスに対する支持を堅持することを確認しつつ、シリアの独立、主権、統一及び領土保全に対する原則的な支持を表明した。

51. 両首脳は、全ての関係者に対し、2012年6月30日付けのジュネーブ・コミュニケの規定に従って、シリアにおける暴力及び人権侵害の停止並びにB. アサド政権と様々な反対グループとの間の対話を通じた政治解決の道筋の模索を促すよう呼びかけるとともに、L. プラヒミ国連・アラブ連盟特別代表の活動への支援を表明した。また、両首脳は、シリア国外にいる難民を含むシリア国民への国際人道支援の拡大及び被害にあった人々がその支援に差し障りなくアクセスできることの重要性を強調した。

52. 両首脳は、地域を越えた規模で安全に対する深刻な挑戦となっている、サハラ・サヘル地域で起こっている政治不安定プロセス並びに過激的及び分離主義的な傾向の増加についての憂慮の念を表明し、国際社会側からの義務の実現及び地域諸国に対する支援の必要性を確認した。

53. 日本国総理大臣はロシア連邦大統領に対し、都合が良い時期に日本国を公式訪問するよう招待した。招待は感謝をもって受け入れられた。具体的な時期は外交経路を通じて調整される。

2013年4月29日
モスクワにて